

婦人の地位

情報 NO. 8

平等・発展・平和を

めざす婦人の10年

1976-1985

主 要 内 容	
I	『婦人に関する施策の推進のため の「国内行動計画」後期重点目標』 について
II	婦人の政策決定への参加状況
III	男女労働者：家族的責任を有する 労働者の機会均等及び平等待遇に関 する条約について
IV	都道府県、指定都市における婦人 関係行政推進状況一覧
V	統計にみる婦人の現状
	<u>国内ニュース</u>
	<u>婦人の登用</u>
	<u>婦人団体等の動き</u>
	<u>国際ニュース</u>

1981年9月

労働省婦人少年局

目次

I 『婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画」後期重点目標』について	1
II 婦人の政策決定への参加状況	12
1. 婦人の公職参加状況調べ（昭和56年）	12
2. 会社以外の法人・法人でない団体における婦人の方針決定参加状況調査（概要）	28
III 男女労働者：家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約について	32
1. 審議経過	32
2. 男女労働者：家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約 （ILO条約第156号、労働省仮訳）	32
3. 男女労働者：家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する勧告 （ILO条約第165号、労働省仮訳）	34
IV 都道府県、指定都市における婦人関係行政推進状況一覧	40
V 統計にみる婦人の現状	43
第1表 各国の人口動態に関する動き	43
第1図 各国の年齢別女子労働力率	43
第2表 各国の年齢別有配偶女子労働力率	44
第2図 各国の女子雇用者の職業別構成	44
第3図 各国の女子雇用者の産業別構成	44
第3表 各国の子どもの年齢・数別有配偶女子労働力率	45
国内ニュース	46
1. 婦人問題企画推進本部の動き	46
(1) 『婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画」後期重点目標』の策定	46
(2) 昭和55年度婦人問題推進地域会議の開催	46
(3) 第5回全国婦人問題担当部（局）長会議開催	46
2. 第33回婦人週間の実施	46
3. 第6回日本婦人問題会議の開催	47
4. 昭和56年家内労働旬間の実施	47
5. 週休2日制等労働時間対策推進計画の策定	47
6. 売春対策審議会の動き	48
7. 第3次職業訓練基本計画の策定	48
8. 第94回通常国会（昭和55年12月22日開会、56年6月6日閉会）において成 した主な婦人に関連する法律	49
(1) 所得税法の一部改正	49
(2) 国民年金法等の一部改正	49
(3) 母子福祉法の一部改正	49

(4) 児童福祉法の一部改正	5 0
9. 厚生省におけるいわゆるベビー・ホテル対策の実施	5 0
10. 男女別定年制、結婚退職制等の改善状況	5 1
11. 雇用政策調査研究会「労働力需給の長期展望」をとりまとめる	5 2
12. 中央教育審議会「生涯教育について」答申	5 3
13. 法務省「国籍法」の改正を法制審議会に諮問することを決定	5 3
 <u>判 例</u>	5 3
(1) 日産自動車事件（昭和56年3月24日、最高裁）	5 3
(2) 国籍存在確認請求事件（昭和56年3月30日、東京地裁）	5 4
(3) パートタイマー主婦の労災事故損害賠償請求訴訟事件（昭和56年5月15日、横浜地裁）...	5 4
 <u>資 料 室</u>	5 5
1. 昭和55年国民生活実態調査	5 5
2. 昭和55年人口動態の概況	5 5
3. 昭和55年労働経済の分析	5 6
4. 都市生活に関する世論調査	5 7
 婦人の登用	5 8
1. 官公庁における婦人の登用	5 8
(1) 東京都福祉局長に金平輝子氏	5 8
(2) 国立大学、国会事務局に初の女性課長誕生	5 8
(3) 大蔵省、外務省における女性の採用	5 8
(4) 横浜税関取締り検査官・航空管制官等の新分野への女性の進出	5 8
(5) 刑務官・入国警備官・高卒税務職員、女性に門戸開放	5 9
(6) 神戸商船大学、女性へ門戸開放	5 9
2. 民間における婦人の登用と再雇用制度等	5 9
(1) 津田塾大学々長に大東百合子氏	5 9
(2) 日本航空、女性チーフ・パーサーを初登用	5 9
(3) NHK、ドラマ部次長に女性を起用	5 9
(4) 石川島播磨重工業、昭和57年度職員採用に当たり大卒女子を積極的に採用	5 9
(5) 三井銀行、56年4月から退職女子行員再採用制度を実施	5 9
 ＜各賞での婦人の受賞＞	6 0
☑ 第10回赤松常子賞	6 0
☑ 金田一京助記念賞	6 0
☑ 第1回猿橋賞	6 0

☒ ナイチンゲール記章	60
☒ 女性初の建築学会賞	60
☒ 第85回芥川賞(56年上期)	60

<トピックス> 60

☒ 猿橋勝子氏女性初の学術会議会員	60
☒ 中野区教育委員準公選委員に女性選出	60
☒ 日本女子登山隊(田部井淳子隊長)が中国のチベットシジャパンマに女性として初登頂 ...	60

婦人団体等の動き 61

1. 「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会」の最近の動き	61
2. 第17回内職・パート大会の開催	61
3. NGO国内婦人委員会委員長に藤田たき氏	61
4. 第26回はたらく婦人の中央集会の開催	61
5. 第22回全国婦人の集い中央集会の開催	61
6. 「市川房枝先生をしのぶ会」の開催	62
7. 売春防止法制定25周年記念集会の開催	62

国際ニュース 62

1. 「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准状況	62
2. ユネスコ「婦人のための教育・訓練・雇用に関する国際セミナー」の開催	63
3. イタリア中絶法改正問題、国民投票で現行法存続決定	63
4. スイス、男女同権を憲法に明記することを国民投票で承認	64
5. アメリカにおける最近の判例から	64

<海外トピックス> 65

1. 各国からの婦人問題関係者の来日	65
2. ソビエト、子供を持つ家族への政府の補助を拡大	65
3. 日独の婦人労働問題シンポジウム開催	65
4. アメリカ陸軍特殊部隊(グリーンベレー)に史上初めて女性隊員が参加	66
5. アメリカの最近の調査から	66
6. 外国における婦人の登用	66

I 『婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画」後期重点目標』について

(経 緯)

- 政府は、昭和50年9月23日、閣議決定をもって内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置し、52年1月、10年間の我が国の婦人に関する施策の基本的方向である国内行動計画を策定し、更に、前半期における重点目標を設定し、その推進に努めてきた。
- 昭和55年6月、婦人問題企画推進本部は、55年7月の国連婦人の10年1980年世界会議及び同会議中に行われた「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の署名式に臨むに当たって、同条約について、国内行動計画後半期における重点課題として、批准のため、国内法制等諸条件の整備に努める旨申合せを行った。
- 昭和55年7月、我が国は、上記世界会議中に行われた「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の署名式に参加し、署名を行った。
- 昭和55年9月、婦人問題企画推進本部幹事会において、「国連婦人の十年後半期行動プログラム」の国内への取り入れ及び「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に関する婦人問題企画推進本部申合せ」の実効を期するため、国内行動計画後半期に重点を置いて推進する事項を後期重点目標としてとりまとめることを決定した。
- その後、婦人問題企画推進本部において検討を進め、昭和56年2月、婦人問題企画推進会議から内閣総理大臣に提出された国連婦人の十年後半期に向けての意見書の趣旨を踏まえるとともに、広く各方面の意見等を参考とし『婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画」後期重点目標』を策定した。

(昭和56年5月15日 婦人問題企画推進本部決定)

(後期重点目標の性格)

- この後期重点目標は、昭和52年1月に策定された国内行動計画の目標達成を図るため、後半期に重点を置いて推進する事項をとりまとめたものである。
- また、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約批准のための条件整備については、後半期における重点課題として推進することとしている。今後、本条約との関連で、現行の国内法制等に問題がないかどうか更に十分検討を進め、本条約との整合性を確保するため、この目標に掲げた諸施策を含む国内法制等諸条件の整備を図ることとしている。

『婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画」後期重点目標』

〔昭和56年5月15日〕
婦人問題企画推進本部決定

1 婦人の地位向上のための法令等の検討

婦人の地位の実質的向上を図るため、家庭生活の維持運営に対する婦人の働きを正当に評価し、家庭生活における実質的な平等を確保するための措置として、配偶者の相続分の引上げ、寄与分制度の新設等相続に関する民法の一部改正(昭和56年1月施行)を行ない、ま

た、夫婦間の婚姻費用の分担、離婚による財産分与等に関する家庭裁判所の審判事件にき審判の実効性を確保するため、審判前の保全処分制度の整備等家事審判法の改正（昭和56年1月施行）を行ったところであるが、今後とも、常に諸法令等を見直し、検討を行う必要がある。

- (1) 現行国籍法は、父系優先の血統主義を採用しているため、父母の一方が日本人である場（法務省）合に、そのいずれが日本人であるかによって、子の国籍の取得に差異が生じており、この差異を解消するため、父母両系の血統主義を採用する方向で、国籍法の改正の検討を行う。
- (2) 雇用における実質的な男女平等についてのガイドラインの策定を進め、男女平等を確保（労働省）するための諸方策につて在るべき法制を含め検討し、その結果、必要な整備を行う。
なお、女子労働者に対する特別措置については、科学的及び技術的知識に照らして、定期的に検討するものとし、必要に応じて修正し、廃止し、又はその適用の拡大を図る。
- (3) そのほか、憲法に定める男女平等の原則を一層徹底させ、かつ、婦人の地位の実質的向上（関係省庁）上を図るため、広く各種法令等を見直し、検討を行う。

2 政策決定への婦人の参加の促進

（全省庁）

立法、行政及び司法の公職を始め、様々な分野の政策・方針の決定に参加している婦人の数は、まだ少ない状況にある。前半期においては、婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱を本部決定し（昭和52年6月）、その推進を図ってきたところである。その結果、国家公務員採用試験（一般職）のうち、女子の受験を制限している職種は、昭和56年度には、1職種に減少した。しかし、国の審議会等における婦人委員の割合は徐々に増加したとはいえ、当初目標に及ばず、また、都道府県・指定都市の審議会等における婦人委員の割合も必ずしも十分な実績とは言えない状況にある。

一方、民間企業、民間諸機関・団体における方針決定の過程への婦人の参加も極めて少ない現状である。

しかしながら、あらゆる分野に、婦人が男性と同等に参加し、婦人自らが責務を担い行動することが、婦人の地位向上の基本であるため、地域社会生活、国民生活、国際社会等における政策・方針の決定に的確な婦人の参加を進める最大限の努力が必要である。

このため、後半期においても、引き続き「婦人の政策決定参加を促進するための施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体等の公的機関・団体等に対し、強力要請を行い、また、社会的気運の醸成を図る。この場合、特に婦人の日常生活に身近な分野における参加についてもその推進が更に図られるよう、十分留意して進める。

(1) 国の行政への婦人の参加の拡大

ア 国の各種審議会、委員会、懇談会等における婦人委員の割合を政府全体として10%とするよう一層の努力を払う。その際、次の点に留意する。

- 婦人委員のいない審議会等の解消に努力する。
 - 審議会等委員のうち、職務指定や団体推薦等により任命される委員以外の委員の選考に当たり、婦人の積極的登用に努力する。
 - 審議会等委員のうち、団体推薦等による婦人委員が特に少ない現状にかんがみ、関係団体等に対し、婦人の適任者の推薦について協力要請を行う。
 - 婦人委員が極めて少ない傾向にある科学、技術等に関する事項を所掌する審議会等への婦人の参加を促進するため、当該事項に関して学識経験を有する婦人の把握に努めるとともに、その登用に努力する。
- イ 人権擁護委員、民生委員等法律に基づいて任命・委嘱される委員、国税モニター等国が委嘱する各種モニター等への婦人の積極的登用を進める。
- ウ 女子公務員の採用、登用及び職域の拡大並びに研修・訓練の機会の積極的活用による能力の開発を推進する。また引き続き国家公務員採用試験区分中女子の受験を制限している職種の見直しを行う。

(2) 公的機関への協力要請

- ア 地方公共団体その他の公的機関に対し、各種審議会、委員会、懇談会等への婦人委員の登用について、協力要請を行うとともに、地域の社会生活に深いかかわりがあり、身近な存在である各種の相談員、委員等への婦人の積極的登用についても強力な協力要請を行う。
- イ 女子公務員の採用、登用及び職域の拡大並びに積極的能力開発についてあらゆる機会を通じて強力な協力要請を行う。その際、地方公務員採用試験区分中女子の受験を制限している職種の見直しについて、併せて要請する。

(3) 民間諸機関・団体等への協力要請及び社会的気運の醸成

- ア 教育・研究機関、協同組合、商工会議所・商工会等経済団体、労働団体、政党、婦人団体等民間諸機関・団体、民間企業等に対し、企画・管理又は指導的地位等の政策・方針決定の場への婦人の参加の促進について、協力要請を行う。
- イ あらゆる分野への婦人の参加を助長するため、社会的気運の醸成を図るとともに、その基盤となる婦人の資質向上と諸活動の活発化を促す。

(4) 調査研究の実施

婦人の政策決定参加に関連する調査及び情報・資料の収集・整備・提供を行う。

3 教育・訓練の充実

従来の性による役割分担意識にとらわれず、婦人がその個性と能力を十分に発揮して、社会に貢献し、充実した人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育・訓練の機会の整備が必要である。

学校教育においては、学習指導要領を改訂し（中学校昭和52年告示・56年実施、高等学校53年告示・57年実施）、その実施のための準備措置を進めてきた。新学習指導要領では、中学校の「技術・家庭」については、従来の男子向き、女子向きの区分をやめ、男子にも家庭系列の領域を、女子にも技術系列の領域をそれぞれ履修させることとするとともに、高等学校の「家庭一般」については、男子が選択して履修するための特別な配慮が明記された。今後とも、学校教育において、男女相互の理解と協力についての学習を充実する観点から、家庭生活に関する教育について配慮していく必要がある。

また、生涯教育の場として、国立婦人教育会館を設置（昭和52年）するとともに、公立婦人教育会館の整備を図ったが、多様化する婦人の学習要求にこたえるため、より一層の生涯教育の学習機会の充実が必要である。

昭和51年に創設された専修学校は、職業に就く際に有効な技術、技能等を取得できる実践的・専門的な教育機会を提供しているが、婦人の職業教育の機会の拡充にも資するところとなっている。また、公共職業訓練校においては、就業を希望する女子に多様な職業分野の教育訓練機会を提供し、専門的な技能を身につけたいという女子の意欲にこたえてきた。

学校教育、職業教育、職業訓練における女子の履修状況を見ると、これまで伝統的に女子が集中している分野に多い。今後、女子が、社会科学及び自然科学の分野、技術的職業の分野など広い分野にも進出し得るよう、適切な進路指導、職業指導を行う必要がある。また、職業訓練においては、工業、建築等の技術分野への女子の入学を促進する。

更に、長期間社会活動を離れていて再就職を希望する婦人に対し、公共職業訓練施設、婦人就業援助施設等の活用により、職業に関する情報や専門的技術・技能を習得するための機会や職業相談を行う機会の確保に努める必要がある。

(1) 学校教育における男女平等についての学習の充実 （文部省）

学校教育においては、男女の平等及び相互の理解と協力についての学習を教育活動全体を通じて充実するよう配慮しているが、家庭生活に関する教育については中学校「技術・家庭」について男子が家庭系列の領域を、女子が技術系列の領域を相互に履修することの促進を図るとともに、高等学校「家庭一般」について男子の履修がより可能となるような指導方法等を検討する。

(2) 家庭教育における男女平等についての学習機会の充実 （文部省）

家庭教育に関しては、男女の平等及び相互の協力・理解、子どもの進路、家庭生活の在り方等について両親が学習することが重要である。このため、従来主として、子どもを持つ両親等を対象に家庭教育学級の開設を促進してきたが、新たに、親になる前の新婚・期の男女を対象とした学級を設け、家庭教育についての学習機会の充実を図る。

(3) 婦人の自主的な学習活動の充実 （文部省）

ア 婦人の多様な学習意欲にこたえるため、婦人が当面する生活課題、婦人問題等に関する

る学習機会の拡充及び学習の場の整備を行うこととし、特に国立婦人教育会館における各種研修事業、国内・国際交流事業、情報提供事業等の充実を図る。

- イ 広く社会人や家庭婦人等に新しい形態による大学教育の機会を提供するため、テレビ、ラジオを効果的に利用した放送大学を設立し、第一期計画としては、関東地域を対象に放送を行うことを予定している。

(4) 婦人のための職業教育・職業訓練等の充実

(文部省)
(労働省)

- ア 学校、職業安定機関等関係機関は、学生・生徒が生涯展望に立った職業選択を行うことができるよう、相互に密接な連携を取りつつ、進路指導、職業教育、職業相談及び職業指導の内容に配慮する。また、高等学校における職業教育について、産業構造、就業構造の変化等経済社会の急速な変化に対応し、生涯教育の要請をも考慮し、望ましい人材の育成を図るため、その改善について検討を進める。

- イ 専修学校は、職業に就く際に有効な技術・技能等を取得できること等を目的として、実践的・専門的な教育を行う教育機関であるが、婦人の職業教育の機会を拡充する観点からも一層充実されるようその振興を図る。専修学校の具体的振興方策としては、専修学校教員の資質の向上及び教育内容の改善充実のための教員の研修・研究事業を奨励するほか、専修学校生徒に対する育英奨学事業の推進等を図るものとする。

- ウ 公共職業訓練校においては、女子労働者の増加、勤続年数の伸長、就業分野の拡大等その質的・量的変化に対応しつつ、特に長期間社会活動を離れていて再就職を求める婦人の受講を容易にするため、訓練科目の充実及び施設の整備に配慮する。また、関係機関との連携を強化し、職業訓練に関する情報の周知徹底を図るとともに、在職女子労働者の職業訓練受講機会拡大のための事業主等に対する啓もう指導に努める。

- エ 就業を希望する婦人及び長期間社会活動を離れていて再就職を希望する婦人に対して、公共職業安定所における職業相談、職業紹介を引き続き効果的に実施するとともに、婦人就業援助施設の活用により就業に関する広範な相談、指導、技術講習を実施し、就職に役立つ適切な職業情報の提供に配慮する。

- オ 寡婦等に対し、家庭環境等に配慮したきめ細かな職業相談、職業紹介の強化を図るため、個別求人開拓の強化、特定求職者雇用開発助成金の活用等により寡婦等の雇用を促進する。

4 雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の促進

(労働省)

婦人の経済社会に果たす役割は極めて大きく、婦人の生涯における職業の重要性も高まっているが、職場には、男女の不平等が依然として残存し、婦人が職場でその能力を十分に発揮しているとは言い難い状況にある。

このため、前半期の最重点課題として、雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の確保を進めてきた。男女別定年制等の解消については、若年定年制、結婚退職制等改善年次計画(計画期間昭和52年度～56年度)に基づき積極的な行政指導を実施してきたところ、

全指導対象企業の5割強において改善が見られた。また、婦人雇用コンサルタントを全婦人少年室に配置し（昭和52年）、雇用における男女平等の促進、その他勤労婦人の雇用管理全般の改善を図るため、相談指導を推進した。

更に、男女平等問題専門家会議を設置し（昭和54年）、雇用における男女平等に関するガイドライン策定のための検討を行うとともに、その結果を踏まえ、男女平等を確保するための諸方策について在るべき法制を含めた検討が関係審議会において行われることとなっている。

しかしながら、依然として、募集・採用、配置、教育訓練、昇進・昇格等において、婦人に男性と同等の機会と待遇が与えられているとは言えない実情にあり、早急な改善が望まれる。そのため、雇用面における男女の異なる取扱いの実態や、その原因についての正確な把握が必要である。

また、近年、パートタイム労働に就労する女子雇用者の増加は著しいが、その就労条件の整備が必要である。

(1) 雇用における男女平等確保のための法的整備の検討

雇用における実質的な男女平等についてのガイドラインの策定を進め、男女平等を確保するための諸方策について、在るべき法制を含め検討し、その結果、必要な整備を行う。

なお、女子労働者に対する特別措置については、科学的及び技術的知識に照らして、定期的に検討するものとし、必要に応じて修正し、廃止し、又はその適用の拡大を図る。

(2) 婦人の雇用管理改善のための指導の充実

ア 労働基準法に定める男女の同一価値労働における同一賃金の原則の徹底を図るため、監督指導を行うとともに、事業主等の啓発を行う。

イ 募集・採用、配置、教育訓練、昇進・昇格等婦人の雇用管理の実情をは握するとともに、雇用における男女の機会の均等と待遇の平等が確保されるよう、事業主等に対し、婦人の雇用管理全般について、その改善を図るための啓発・指導を推進する。

また、男女別定年制、結婚退職制等の解消については、関連事業主団体等に対する指導要請、企業に対する集団指導・個別指導を強力に推進し、その実現を図る。

ウ 婦人雇用コンサルタントの活用等により、婦人の雇用管理改善のための相談指導を実施するとともに、雇用における男女平等を確保するため、推進体制の整備に努める。

エ 婦人労働旬間の効果的实施等により、婦人の職業意識を高めるとともに、社会一般の雇用における男女平等促進のための気運の醸成を図る。

(3) 就労条件の整備

ア 多くの婦人が就労しているパートタイム労働について、適正な労働条件の確保のため、引き続き監督・指導を行うこととし、労働条件の明確化を重点に、労働契約の適正化、労働時間管理の適正化、就業規則の作成等を推進する。

なお、パートタイム就労については、法令の適用上、実態に適合しにくい側面があるとの指摘もあるので、その問題点を明らかにし、適正な労働条件の確保、労働者福祉の向上等のための検討を行う。

イ 家内労働者の労働条件の向上を図るため、家内労働手帳の普及、最低工賃の決定・改定の促進及び家内労働による災害の防止を推進する。

ウ 週休2日制及び有給休暇の完全消化を含む労働時間短縮の計画的な行政指導を実施することにより、婦人の職業の継続、家庭生活の維持及び地域活動への参加を容易にするような条件を整備する。

5 育児等に関する環境の整備

育児等の環境の整備については、あらゆる場合において児童の福祉が優先するという原則を考慮しつつ、保育需要の実態に応じ、保育所等において適切な対応を図るとともに、育児休業制度の普及を図っていく必要がある。

(1) 社会情勢の変化に対応した保育対策の充実

(厚生省)

地域の実情に即し、保育施設の整備を図る。親の就労時間・通勤時間の変化に見合った保育所の開所時間の延長等保育に対する需要の多様化への対応を図る。

乳児保育を必要とする乳児のために、十分な配慮の下で、乳児保育の充実を図る。このため、乳児保育を確保するよう設備の整備を行う。また、乳児院における短期入所の措置等保育所以外の施設の活用を図る。

また、乳児預りが比較的多いベビーホテル等の民間の一時預り施設についての規制を強化する。

なお、保育施設の機能が十分活用されるよう、各種相談活動を強化するなどによりその周知徹底を図る。

更に、留守家庭児童の健全育成を図るため、児童館の整備などの施策を進める。

以上の施策を進めるに当たっては、親と子のつながりが乳幼児の健全育成にとって欠くことのできないものであるとの基本的認識に立って、慎重かつ十分な配慮が必要である。

(2) 育児休業制度の普及促進等

(文部省
厚生省
労働省)

育児休業制度については、既に「義務教育諸学校等の女子の教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」の円滑な実施に資するような措置を講じているが、引き続きその推進を図る。

また、勤労婦人福祉法等に基づき、育児休業についての労使に対する啓発を始め、企業に対する奨励措置についての広報を積極的に行うとともに、その活用により、一層の普及が図られるよう行政指導を実施する。

なお、育児休業制度普及のための今後の施策の在り方については、次代を担う健全な子

供を育成するという責任は、男女で負うことが必要であるとの観点も踏まえ、長期的に検討する。

また、働く婦人の家の活用等により、勤労婦人の職業と育児等家庭生活との調和の促進（労働省）を図る。

6 母性の尊重と健康づくりの促進

母性を尊重し、婦人の健康づくりを促進することは、婦人自身のみならず、次代を担う子供の健康を守ることにもつながる重要な課題である。特に母性は、社会的に重要な機能であり、母性を理由として婦人に対する差別がされてはならないことは当然であるが、更に進んで、母性を尊重し、保護するための対策を充実する必要がある。

この5年間に於いて、社会保障における分べん費支給水準が改善され、健康保険等被用者保険の適用を受ける婦人については、本人分べん費の最低保障額及び配偶者分べん費が、健康保険法改正（昭和55年11月）によって、政令による弾力的引上げが可能となり、昭和56年度より15万円（50年度6万円、51年度10万円）に引き上げられ、また、国民健康保険においても、助産費の補助基準額が、昭和55年度より8万円（50年度4万円）に引き上げられたところである。その支給水準は、通例の出産に要する費用を考慮した現金給付となっている。

更に、妊産婦死亡率は、急速に低下してきているが、まだ改善の余地がある。また、最近の既婚女子労働者の増加に伴い、妊娠及び出産に係る母性保護の充実の必要性が指摘されている。

また、健康づくりには地域住民に密着したきめ細かな方策が必要であるとの観点から、市町村健康づくり推進協議会（昭和53年度から。全国市町村の64%、2,079市町村で設置）、市町村保健センター（53年度88か所）の整備を進めてきた。

特に、農業、自営業等に従事する婦人、家庭婦人等健康診査などの機会に恵まれない層を対象とした健康診査及び生活指導の実施、胃がん・子宮がんの集団検診及び乳がんの予防対策を推進してきた。一方、婦人の健康づくりに当たっては、若年時からの心構えが必要であり、調和のとれた適正な栄養・運動・休養を日常生活の段階から実践させるよう家庭生活及び学校教育を通して健康指導を充実する必要性が指摘されている。

(1) 社会的機能としての母性の尊重

ア 社会保障における分べん費支給水準について、母性尊重の見地から、常に適正なもの（厚生省）となるよう、通例の出産に要する費用を考慮しつつその改善に努める。

特に、健康保険法における分べん費の最低保障額及び配偶者分べん費の額については、通例の出産に要する費用を考慮し、弾力的に改善を図る。そのほか、健康保険の任意包括適用の促進によって、母性給付の充実を図る。

イ 妊産婦の死亡を防ぐため、母子医療機関あるいは妊産婦の緊急医療・ハイリスク妊娠（厚生省）分べんを取り扱い施設の整備を一層推進する。

ウ 勤労婦人の妊娠及び出産に係る母性保護の充実を図るため、その在り方を検討する。（労働省）

また、労働基準法に定める産前産後休業等の規定の遵守を徹底するとともに、勤労婦人福祉法に基づき妊娠中及び出産後の勤労婦人が母子保健法の規定による保健指導を受け、その指導事項を守ることができるよう、事業主に対し、母性健康管理指導基準の徹底を図る。

更に、事業場における母性健康管理推進者の設置を勧奨するとともに、母性健康管理指導医の活用により母性健康管理に関する相談指導を実施する。

エ 母性の尊重の重要性について、社会全体が認識する必要がある。まず、母親となる者（関係省庁）に、若いときから母性の認識について十分学習するための機会を充実し、また、男性も含め、親等に対する学習機会を充実する必要がある。

（2）家庭及び自営業婦人の健康づくりの促進

既に実施されている各種の健康診査について、家庭婦人、自営業婦人等の受診を促進す（厚生省）るため、健康診査実施の周知徹底、日常生活圏単位での実施等きめ細かな配慮を行う。また、胃がん・子宮がんの集団検診の未受診者対策の一環として、計画的な検診を進めるとともに、乳がんの自己検診の普及を図る。

7 老後における生活の安定

（厚生省）

一般に長い老後の生活が予想される婦人にとって、老後の問題は、重大な関心事であり、今後とも、老後の生活の安定を確保するための対策を推進する。

（1）年金制度

高令化社会を迎え、老後生活の支えである年金制度に対する国民の期待と関心は極めて高まっており、老後の所得保障の中核として果たすべき役割はますます大きくなっている。

このような中で、年金制度の改革について、各方面から提言がなされており、特に婦人に対する年金保障をどのように図っていくかは、今後の重要な課題となっている。

このため、前半期において、婦人に対する年金保障を充実させる観点から厚生年金の遺族年金及び国民年金の母子年金について大幅な改善を行ったところであるが、今後とも婦人の年金の問題についての検討を進める。

（2）老人福祉

老後生活の安定と充実を図るため、前半期に引き続いて努力を集中する事項は、家庭奉仕員派遣事業を始めとする在宅福祉サービスの充実及び需要の大きい特別養護老人ホームに重点を置いた施設整備の推進である。

在宅福祉サービスについては、ねたきり老人等が住みなれた家庭や地域での生活を維持することができるように、その施策の充実に努める必要がある。日常生活を営むのに

支障のある老人を定期的に訪問し、身の回りの世話や生活相談等を行う家庭福祉員派遣事業、デイ・サービス事業、ねたきり老人短期保護事業等各種在宅福祉サービスの充実を図る。なお、老人福祉の要望にこたえていくためには、公的施策のみならず、社会連帯意識に基づくボランティア活動等が期待される。

収容施設としての老人福祉施設には、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの3種があるが、このうち最も緊急に整備を要する、いわゆるねたきり老人等を対象とする特別養護老人ホームについては、今後とも需要に対応するように重点的に整備を行う。

8 農山漁村婦人の福祉と地位の向上

(農林水産省
関係省庁)

農山漁村においては、婦人が農業従事者の6割を占める等農林漁業生産・経営に大きな役割を果たし、地域住民として、農山漁村の社会生活の維持に重要な責務を担っている。

前半期においては、婦人がこれらの役割を円滑に果たすよう労働の適正化と良好な労働環境及び農村社会環境の整備を図ってきた。

しかしながら、農村社会においては、農業生産の知識、技術等の不足、作業環境の未整備、健康障害等農業・農村生活上の諸問題が少なくなく、また、固定的な性による役割分担意識に基づく慣行が残存し、地域の農業に関する政策・方針の決定等に積極的に参加している婦人が少ない実情にある。

このため、後半期においては、婦人が既存の諸権利を行使するとともに農林漁業において果たす役割を更に高め、誇りと生きがいのある健康な農山漁家生活を確保し得るよう、農林漁業及び農山漁村生活等に関する施策を効果的に推進する。

(1) 婦人が近年の農業技術の高度化、装置化、経営の多角化等に対処した知識、技術を十分発揮することができるよう、婦人に対する農業経営技術に関する普及・指導の充実を図る。

(2) 農業生産・農家生活の担い手である婦人が、住みよい生活環境の中で適正な労働に従事し、健全な生活を営むことができるよう、作業条件の改善等農村生活全般にかかわる総合的な指導を行う。

(3) 婦人の実質的な社会参加を進めるため、固定的な性による役割分担意識に基づく慣行等を見直すとともに、農業委員会、農業協同組合等の委員、役員等に婦人が積極的に参加できるように環境づくりのための啓発・指導を行う。

9 国際協力の推進

(外務省
関係省庁)

国際社会の一員として、男女平等と婦人の社会参加及び平和への婦人の寄与を増進するための国際協力の推進が必要である。

前半期においては、国際連合が展開している婦人の十年に関する活動の基盤を充実するための各種基金、例えば、国連婦人の十年基金、国際婦人調査訓練研修所信託基金、ESCAP 婦人センター等に対し拠出を行うとともに、各種国際会議等に対し、婦人の派遣を行った。

また、国際人権規約の批准を行い、更に婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に署名したところである。

後半期においては、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准のための国内法制等諸条件の整備を重点的に進めるほか、開発途上国への経済援助、国際機関への婦人の参加の促進を図る。

(1) 婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約等婦人に関する条約批准のための条約整備

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約批准のため、本条約との関連で、現行の国内法制等に問題がないかどうか十分検討し、本条約との整合性を確保するため、この目標に掲げた諸施策を含む国内法制等諸条件の整備を図る。また、婦人に関する ILO 条約について、諸条件の整備の動向等を勘案しつつ、批准につき更に検討を進める。

(2) 国連の諸活動への協力

国連婦人の十年基金、国際婦人調査訓練研修所信託基金への拠出等国連婦人の十年のための諸事業への協力を前半期に引き続き推進する。

(3) 開発途上国に対する農業と人づくりに重点を置いた経済・技術協力の推進

今後、我が国は、国際社会において国力にふさわしい積極的な政治的に貢献する立場にあり、中でも、開発途上国に対する経済・技術協力が大きな課題である。特に国の社会的・経済的基盤である農村の開発及び開発の担い手を育成する人づくりはいずれも国づくりの基礎として重要であるので、これらの分野の協力を配慮する必要がある。その際、経済・技術協力が相手国の婦人の地位向上に貢献し得るよう配慮していくとともに、我が国からも婦人の適格者の参加に努める。

(4) 国際機関、国際会議への婦人の参加の促進

ア 国際連合、専門機関等への婦人の採用促進を図るため、既に、日本人応募者と各国際機関との間の種々の連絡業務を行うことを目的に設置されている「国際機関人事センター」を通じ、国際機関職員採用に関する情報を、関係団体、個人等を含め広く提供するとともに、同センターが行っている適格者名簿への登録制度を拡充し、適任者の推薦に努める。

イ 各種の国際会議への婦人の参加を促進するため、機会あるごとに適格者の登用に努める。

Ⅱ 婦人の政策決定への参加状況

1. 婦人の公職参加状況調べ（昭和56年）

労働省婦人少年局

1. 国会及び地方議会における婦人の状況

(1) 国会及び地方議会における婦人議員の数

区 分	議員総数	婦人議員数	婦人の比率	前回の比率
国会議員	人	人	%	%
衆議院	506	9	1.8	1.8
参議院	249	16	6.4	6.7
地方議会議員				
都道府県議会	2,843	34	1.2	1.2
市議会	2,009	44	2.2	2.1
町村議会	4,677	280	0.6	0.6
特別区議会	1,087	73	6.7	6.7

（衆院・参院各事務局、婦人少年局調べ）

注1. 衆・参議員は、56.8現在の現員数である。前回比率は55.7現在の現員数である。

2. 地方議会議員は、56.6.1現在の現員数である。前回比率は55.6.1現在の現員数である。

(2) 地方議会の婦人議長

- ・ 大阪・柏原市議会議長 橘 原定子
- ・ 奈良・大宇陀町議会議長 檀 田 喜美子
- ・ 鳥根・柿木村議会議長 澄 川 咲子

（56.6.1現在、婦人少年局調べ）

2. 各種審議会等における婦人の参加状況

(1) 法律に基づいて設置されている政府の各種審議会等の委員数

区 分	審議会 総 数	婦人を 含む審 議会数	婦人を含む審 議会 の 比率	委員総数	婦 人 委員 数	婦人の比率
			%	人	人	%
昭和50年 1月1日現在	237	73	30.8	5,436	133	2.4
昭和51年 6月30日現在	236	73	30.9	5,555	146	2.6
昭和52年 4月1日現在	231	77	33.3	5,468	151	2.8
昭和53年 6月1日現在	208	87	41.8	4,826	171	3.5
昭和54年 6月20日現在	199	91	45.7	4,537	183	4.0
昭和55年 6月1日現在	199	92	46.2	4,504	186	4.1
昭和56年 6月1日現在	201	100	49.8	4,604	197	4.3

（総理府調べ）

(2) 都道府県における審議会委員の数

1、法律に基づいて設置されている各種審議会等の委員数(都道府県及び指定都市)

名 称		総(実)数	うち女子	女子の比率	前回の比率 (5.5.6.1)
		人	人	%	%
都 道 府 県	都道府県自然環境保全審議会	1,374	56	4.1	3.3
	都道府県公害対策審議会	1,227	47	※ 3.8	3.2
	都道府県水質審議会	880	20	※ 2.3	2.2
	温 泉 審 議 会	603	7	※ 1.2	1.1
	保健所運営協議会	12,357	1,473	※ 11.9	11.5
	都道府県優生保護審査会	415	48	※ 11.6	10.0
	地方精神衛生審議会	397	18	※ 4.5	3.4
	精神衛生診査協議会	237	10	4.2	2.1
	結核診査協議会	3,217	117	3.6	3.6
	都道府県環境衛生適正化審議会	440	76	※ 17.3	17.1
	医療機関整備審議会	869	40	4.6	4.4
	公的医療機関整備審議会	317	13	※ 4.1	4.4
	あん摩、マッサージ、指圧はり、きゅうり 柔道整復等地方審議会	358	6	※ 1.7	0.3
	民生委員審査会	445	85	19.1	17.9
	地方社会福祉審議会	1,090	118	10.8	10.0
	都道府県児童福祉審議会	893	198	22.2	21.7
	地方心身障害者対策協議会	709	15	※ 2.1	2.1
	地方社会保険医療協議会	938	12	1.3	0.4
	都道府県職業訓練審議会	661	22	3.3	2.4
	都道府県農業共済保険審査会	427	3	※ 0.7	—
	都道府県森林審議会	666	8	1.2	0.6
	都道府県地代家賃審査会	41	0	※ —	—
	都道府県水防協議会	744	0	※ —	—
	都道府県建築審査会	323	2	0.6	0.3
	都市計画地方審議会	1,173	4	0.3	0.3
	私立学校審議会	617	45	7.3	7.0
	教科用図書選定審議会	894	51	5.7	5.9
	地方産業教育審議会	667	33	※ 4.9	3.9
	スポーツ振興審議会	832	75	9.0	8.1
	地方労働基準審議会	704	35	5.0	4.9

名 称		総(実)数	うち女子	女子の比率	前回の比率 (55.61)
	地方家内労働審議会又は 地方労働基準審議会家内労働部会	466	90	19.3	17.3
	地方最低賃金審議会	720	5	0.7	0.7
	地方職業安定審議会	635	42	▲ 6.6	6.9
	国土利用計画地方審議会	1,154	32	2.8	1.6
	小 計	3,7520	2,805	7.5	7.0
指定都市 (10市)	保健所運営協議会	2,392	273	11.4	11.0
	結核診査協議会	519	29	5.6	5.0
	地方社会福祉審議会	258	23	8.9	7.5
	地方心身障害対策協議会	169	6	▲ 3.6	4.9
	国民健康保険運営協議会	203	22	10.8	11.3
	指定都市児童福祉審議会	190	36	18.9	17.1
	小 計	3,731	389	10.4	9.8
合 計		4,1251	3,194	7.7	7.3

(56. 6. 1現在、婦人少年局調べ)

注 ▲印は未設置県、市があるもの。

ロ、都道府県・指定都市独自で設置している婦人問題の審議会等の委員数

名 称		総(実)数	うち女子	女子の比率
		人	人	%
都	青森県婦人問題対策推進委員会	15	10	66.7
	岩手県婦人対策懇談会	18	14	77.8
	秋田県婦人問題懇話会	20	13	65.0
	山形県婦人問題対策推進懇話会	16	12	80.0
	福島県婦人問題懇話会	20	13	65.0
	茨城県婦人問題懇話会	13	6	46.2
	栃木県婦人問題懇話会	32	26	81.3
	群馬県婦人問題懇談会	20	15	75.0
	埼玉県婦人問題協議会	33	22	66.7
	東京都婦人問題協議会	11	6	54.5
	新潟県婦人問題推進協議会	12	10	83.3
	富山県婦人問題懇話会	20	15	75.0
	石川県婦人問題懇話会	27	19	70.4
	福井県婦人問題懇話会	22	11	50.0
	山梨県婦人問題懇話会	25	21	84.0
	岐阜県婦人問題懇話会	15	11	73.3
	静岡県婦人問題懇話会	19	14	73.7
	愛知県婦人問題懇話会	17	15	88.2
	明日の婦人問題を考える三重県会議	30	22	73.3
	滋賀県婦人問題懇談会	26	15	57.7
府	京都府婦人対策推進会議	19	16	84.2
	大阪府婦人問題推進会議	33	23	69.7
	奈良県婦人会議	7	5	71.4
	和歌山県婦人問題企画推進会議	15	9	60.0
県	島根県婦人問題懇話会	15	12	80.0
	岡山県婦人問題協議会	25	13	52.0
	広島県婦人対策推進会議	16	11	68.8
	山口県女性問題対策審議会	53	53	100.0
	福岡県婦人問題懇話会	28	20	71.4
	佐賀県婦人問題対策審議会	24	24	100.0
	長崎県婦人問題懇話会	34	25	73.5

名 称		総(実)数	うち女子	女子の比率
	大分県婦人問題懇話会	15	10	66.7
	宮崎県婦人問題懇話会	21	17	81.0
	鹿児島県婦人問題懇話会	24	24	100.0
	小 計	740	552	74.6
指 定 都 市	札幌市婦人問題懇話会	25	15	60.0
	名古屋市婦人問題懇話会	15	13	86.7
	京都市婦人問題企画推進会議	4	3	75.0
	大阪市婦人問題懇話会	13	8	61.5
	神戸市婦人問題推進懇話会	19	9	47.4
	北九州市婦人問題懇談会	20	13	65.0
	福岡市婦人問題懇談会	23	18	78.3
	小 計	119	79	66.4
合 計		859	631	73.5

(56. 6. 1現在、婦人少年局調べ)

へ、地方自治法(180条)に基づいて設置されている委員会の委員数

県	名 称	総(実)数	うち女子	女子の比率	前回の比率 (55.61)
		人	人	%	%
1	教 育 委 員 会	283	30	10.6	9.6
2	選 挙 管 理 委 員 会	351	24	6.8	6.4
3	人 事 又 は 公 平 委 員 会	170	1	0.6	1.1
4	監 査 委 員	228	2	0.9	0.4
5	公 安 委 員 会	157	1	0.6	—
6	地 方 労 働 委 員 会	784	1	0.1	0.1
7	収 用 委 員 会	337	0	—	—
8	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	929	0	※ —	—
9	内 水 海 業 管 理 委 員 会	477	1	0.2	—
	計	3,716	60	1.6	1.4

(56. 6. 1現在、婦人少年局調べ)

注1. 1～4までは指定都市を含む。

2. ※印は未設置県があるもの。

(3) 法律に基づいて配置されている委員、相談員の数

所管省庁	名 称	計	男	女	女子の比率	調査時点	前 回 比 率
最高裁判所	1 民事調停委員	9,417	8,138	1,234	13.1	55. 10. 1	13.1
	2 家事調停委員	9,467	5,649	3,818	40.3	"	40.3
	3 司法委員	5,112	4,729	383	7.5	56. 2. 1	7.2
	4 参与員	6,044	3,880	2,164	35.8	"	34.9
総理府	5 行政相談員	4,549	4,195	354	7.8	55. 6. 1	7.7
法務省	6 人権擁護委員	11,194	9,800	1,394	12.5	56. 6. 23	11.7
	7 保護員	46,935	37,997	8,938	19.0	56. 1. 1	18.8
文部省	8 社会教育委員	1,035	880	155	※ 15.0	56. 6. 1	13.9
厚生省	9 民生委員・児童委員	168,098	101,728	66,370	※ 39.5	"	36.7
	10 婦人相談員	411	29	382	※ 92.9	"	89.8
	11 身体障害者相談員	7,204	6,898	306	※ 4.2	"	4.2
	12 戦傷病者相談員	1,055	1,045	10	※ 0.9	"	1.7
	13 母子相談員	1,064	26	1,038	※ 97.6	"	98.0

(婦人少年局調べ)

注1. 1～7は所轄省庁調べ、8以下は婦人少年局調べである。

2. ※印は指定都市を含む。

(4) 地方自治体における婦人の首長

- ・ 福島県棚倉町長 藤田 清寿恵
 - ・ 岐阜県穂積町長 松野 友友
- (55. 6. 1現在、婦人少年局調べ)

3. 公務員の登用状況

(1) 国家公務員の在職状況

イ、国家公務員等級別在職者数（行政職（一））

（人）

等級別 男女別		計	1	2	3	4	5	6	7	8	指定職
50 年 度	計	245,577	1,146	4,521	11,468	33,560	80,631	54,972	35,122	24,157	1,271
		(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)
		(1000)	(05)	(18)	(47)	(137)	(328)	(224)	(143)	(98)	—
	女子	34,517	1	18	78	457	6,932	15,038	6,979	5,014	1
		(141)	(01)	(04)	(07)	(14)	(86)	(274)	(199)	(208)	(01)
		(1000)	(00)	(01)	(02)	(13)	(201)	(436)	(202)	(145)	—
	男子	211,060	1,145	4,503	11,390	33,103	73,699	39,934	28,143	19,143	1,270
		(859)	(999)	(996)	(993)	(986)	(914)	(726)	(801)	(792)	(999)
		(1000)	(05)	(21)	(54)	(157)	(349)	(189)	(133)	(91)	—
52 年 度	計	245,838	1,276	4,777	13,510	38,643	79,990	55,722	30,417	21,503	1,375
		(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)
		(1000)	(05)	(19)	(55)	(157)	(325)	(227)	(124)	(88)	—
	女子	34,663	3	21	115	693	8,783	14,660	6,078	4,310	2
		(141)	(02)	(04)	(09)	(18)	(110)	(263)	(200)	(200)	(01)
		(1000)	(00)	(01)	(03)	(20)	(254)	(423)	(175)	(124)	—
	男子	211,175	1,273	4,756	13,395	37,950	71,207	41,062	24,339	17,193	1,357
		(859)	(998)	(996)	(991)	(982)	(890)	(737)	(800)	(800)	(999)
		(1000)	(06)	(23)	(63)	(180)	(337)	(195)	(115)	(81)	—
54 年 度	計	246,975	1,356	4,981	15,276	43,466	79,272	52,910	27,851	21,863	1,519
		(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)
		(1000)	(05)	(20)	(62)	(176)	(321)	(214)	(113)	(89)	—
	女子	34,842	6	30	157	1,028	10,286	14,109	5,356	3,870	2
		(141)	(04)	(06)	(10)	(24)	(130)	(267)	(192)	(177)	(01)
		(1000)	(00)	(01)	(05)	(30)	(295)	(405)	(154)	(111)	—
	男子	212,133	1,350	4,951	15,119	42,438	68,986	38,801	22,495	17,993	1,517
		(859)	(996)	(994)	(990)	(976)	(870)	(733)	(808)	(823)	(999)
		(1000)	(06)	(23)	(71)	(200)	(325)	(183)	(106)	(85)	—

（人事院「国家公務員任用状況調査報告」）

注）1. （ ）は構成比（上—男女別、下—等級別）

2. 各年度末現在の数字

ロ、判事・判事補の数

区 分	総 数			判 事			判 事 補		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
	人	人	人 %	人	人	人 %	人	人	人 %
52年4月	2,703	2,645	58(21)	2,102	2,071	31(15)	601	574	27(45)
53年6月	2,726	2,660	66(24)	2,102	2,063	39(19)	624	597	27(43)
54年6月	2,731	2,659	72(26)	2,112	2,070	42(20)	619	589	30(48)
55年6月	2,747	2,671	76(28)	2,134	2,091	43(20)	613	580	33(54)
56年6月	2,761	2,684	77(28)	2,150	2,108	42(20)	611	576	35(57)

(最高裁判所調べ)

注 女性が所長である裁判所 (昭和56年6月1日現在)

静岡家庭裁判所長 野田愛子

ハ、検事・副検事の数

区 分	総 数		一 級		二 級			
			検 事		検 事		副 検 事	
	総 数	女	総 数	女	総 数	女	総 数	女
	人	人 %	人	人 %	人	人 %	人	人 %
52年3月31日	2,103	22(1.0)	521	2(0.4)	693	19(2.7)	889	1(0.1)
53年3月31日	2,107	22(1.0)	513	3(0.6)	697	18(2.6)	897	1(0.1)
54年3月31日	2,125	24(1.1)	532	4(0.8)	698	19(2.7)	895	1(0.1)
55年3月31日	2,129	25(1.2)	537	5(0.9)	701	19(2.7)	891	1(0.1)
56年3月31日	2,144	28(1.3)	543	5(0.9)	710	22(3.1)	891	1(0.1)

(法務省調べ)

ニ、裁判所職員在職者数

行 政 職 (一)		
総 数	男	女
19,510人	15,265人	4,245人

(56.6.1現在、最高裁判所調べ)

(注) 行政職(一)の範囲は、事務局関係では事務官、教官等、裁判部関係では裁判所調査官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所連記官等である。

(2) 国・公立学校、幼稚園の教員数及び登用状況

1、小学校、中学校、高等学校、幼稚園の教員数及び校長、教頭の数

区 分		小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	幼 稚 園
教 員 総 数	計	473,957 ^人	258,479 ^人	247,719 ^人	100,231 ^人
	男 子	206,180	174,115	203,080	6,097
	女 子	267,777	84,364	44,639	94,134
	女子の比率	56.5%	32.6%	18.0%	93.9%
	前回の比率	56.6	31.9	15.9	98.1
校 長	計	23,565 ^人	9,724 ^人	4,830 ^人	8,884 ^人
	男 子	23,055	9,705	4,702	4,842
	女 子	510	19	128	4,042
	女子の比率	2.2%	0.2%	2.7%	45.5%
	前回の比率	1.9	0.1	0.2	76.8
教 頭	計	24,271 ^人	10,754 ^人	6,654 ^人	3,246 ^人
	男 子	23,424	10,695	6,585	415
	女 子	847	59	69	2,831
	女子の比率	3.5%	0.5%	1.0%	87.2%
	前回の比率	3.3	0.4	0.2	98.4
教 諭	計	390,360 ^人	224,092 ^人	223,395 ^人	83,881 ^人
	男 子	154,833	151,571	186,599	405
	女 子	235,527	72,521	36,796	83,476
	女子の比率	60.3%	32.4%	16.5%	99.5%
	前回の比率	60.7	31.6	14.5	99.4
そ の 他 の 教 員	計	35,761 ^人	13,909 ^人	12,840 ^人	4,220 ^人
	男 子	4,868	2,144	5,194	435
	女 子	30,893	11,765	7,646	3,785
	女子の比率	86.4%	84.6%	59.5%	89.7%
	前回の比率	86.3	87.4	73.1	99.5

(56. 5. 1 現在、文部省「学校基本調査」)

注 前回の比率は 55. 5. 1 現在。

ロ、国・公立大学、短期大学、高等専門学校の教員及び学長・副学長の数

区 分		大 学	短 大	高 専
学 校 数		1 2 7	8 5	5 8
教員 総数	計	5 3,6 3 7人	2,5 6 8人	3,5 3 0人
	男 子	5 0,6 2 0	1,7 8 8	3,5 0 1
	女 子	3,0 1 7	7 8 0	2 9
	女子の比率	5.6%	30.4%	0.8%
	前回の比率	5.6	29.6	0.9
学 長	計	1 2 6人	4 6人	5 7人
	男 子	1 2 6	4 6	5 7
	女 子	0	0	0
	女子の比率	—%	—%	—%
	前回の比率	—	—	—
副 学 長	計	3 7人	1 人	—人
	男 子	3 7	1	—
	女 子	0	0	—
	女子の比率	—%	—%	—%
	前回の比率	—	—	—
教 員	計	5 3,4 7 4人	2,5 2 1人	3,4 7 3人
	男 子	5 0,4 5 7	1,7 4 1	3,4 4 4
	女 子	3,0 1 7	7 8 0	2 9
	女子の比率	5.6%	30.9%	0.8%
	前回の比率	5.6	30.1	0.9

(5 5. 5. 1 現在、文部省「学校基本調査」)

注 前回の比率は 5 4. 5. 1 現在。

(3) 地方公務員の在職、登用状況

1、5 3 年度地方公務員の職種別、男女別職員数

区 分	計	男	女(女子の比率)
全 職 種	3,0 6 2,4 9 9人	2,0 4 1,8 4 4人	1,0 2 0,6 5 5人(3 3.3)%
一 般 職 員	1,9 2 0,0 1 4	1,2 9 6,5 7 3	6 2 3,4 4 1 (3 2.5)
一 般 行 政 職	1,0 0 1,1 7 5	6 9 3,3 0 4	3 0 7,8 7 1 (3 0.8)
税 務 職	8 6,6 8 0	7 1,8 3 8	1 4,8 4 2 (1 7.1)
研 究 職	1 7,0 2 8	1 6,0 2 5	1,0 0 3 (5.9)
医師・歯科医師職	1 3,8 7 8	1 2,6 6 6	1,2 1 2 (8.7)
薬剤師・医療技術職	4 0,3 6 4	2 1,3 4 3	1 9,0 2 1 (4 7.1)
看護・保健職	9 6,7 5 4	1,6 4 4	9 5,1 1 0 (9 8.3)
教育公務員	9 2 6,0 6 8	5 4 0,5 8 8	3 8 5,4 8 0 (4 1.6)
警 察 官	2 0 2,8 7 4	1 9 8,9 5 6	3,9 1 8 (1.9)

(5 3. 4. 1 現在、自治省「昭和 5 3 年度地方公務員給与の実態」)

注 職種の内訳は抜粋である。

ロ、地方公務員の登用状況

(イ) 都道府県における管理職（課長相当職以上）の数

区 分	実 数	男	女	女子の比率
総 数	2 1,8 5 3人	2 1,3 3 2人	5 2 1人	2.4 %
本 庁 組 織	8,7 4 7	8,6 7 8	6 9	0.8
出 先 機 関	1 3,1 0 6	1 2,6 5 4	4 5 2	3.4

（ 5 6. 6. 1 現在、婦人少年局調べ）

注 1. 調査範囲内は知事部局のみである。

2. 福岡をのぞく。

(ロ) 都道府県における女子管理職の役職（本庁組織）

区 分	女子管理職総数	部 長 級	次 長 級	課 長 級
実 数	6 9人	4 人	3 人	6 2人
比 率	1 0 0.0 %	5.8 %	4.3 %	8 9.9 %
前回実数	6 1	3	—	5 8
主 な 役 職 名	・ 婦人青少年部長 ・ 職業訓練部長 ・ 環境部長 ・ 参事兼県民課長 ・ 福祉局次長 ・ 厚生部参事 ・ 青少年婦人室長 ・ 婦人児童課長、婦人対策課長、青少年育成課長ほか婦人、児童青少年関係 ・ 福祉課長、予防課長、看護課長ほか福祉、環境、保健衛生関係 ・ 生活安定課長、消費生活課長 ・ その他、総務関係、農業関係次長、参事、主幹等			

（ 5 6. 6. 1 現在、婦人少年局調べ）

注 前回実数は 5 5. 6. 1 現在。

(イ) 都道府県における女子管理職の役職（出先機関）

主 な 機 関 及 び 役 職 名	実 数	構 成 比
	人	%
総 数	5 1 8	1 0 0.0
保健所長、支所長、課長、主幹、参事、保健婦室長等	1 4 1	2 7.2
各種医療施設の長、副長、室長、課長、医長等	1 0	1.9
公立病院副院長、医長、専門科（部）医（室）長等	3 3	6.4
公立病院総看護婦長、副総看護婦長、看護部（室）長等	9 4	1 8.1
医療関係短大教授、専門学校長、副学院長（次長、教頭）、部長等	2 7	5.2
公立大学（短大）教授、技術系専門学校長等	1 0	1.9
医療、食品、農業関係研究所長、研究室長、専門科長、研究員等	8	1.6
職業訓練、就業援助施設等の長	1 0	1.9
婦人（勤労婦人）、青年、児童関係施設の長、次長	1 7	3.3
消費生活、生活科学センター等の所長、課長	1 0	1.9
図書館長、課長	2	0.4
福祉事務所、農業改良普及所等の長、課長、次長、参事	6	1.2
その他	7	1.4
その他技術系管理職（東京都のみ）	1 4 3	2 7.6
前回（5 5. 6. 1）の女子管理職総数	4 9 4	—

（5 5. 6. 1現在、婦人少年局調べ）

注 調査範囲は知事部局の出先機関のみである。

(ロ) 指定都市における管理職（課長相当職以上）の数

区 分	実 数	男	女	女子の比率
総 数	5,5 2 2 人	5,3 7 9 人	1 4 3 人	2.6 %
本 庁 組 織	2,4 0 9	2,3 8 8	2 1	0.9
出 先 機 関	3,1 1 3	2,9 9 1	1 2 2	3.9

（5 5. 6. 1現在、婦人少年局調べ）

注 1. 調査範囲は知事部局のみである。

2. 大阪を除く。

(ウ) 指定都市における女子管理職の役職（本庁組織）

区 分	女子管理職総数	部 長 級	課 長 級
実 数	31人	6人	25人
比 率	100.0%	19.4%	80.6%
前 回 実 数	23	2	21
主 な 役 職 名	・保健部長 ・保育部長 ・公害対策局参事 ・環境保健局医務監		
	・婦人問題担当室長ほか婦人問題関係 ・民生局保育部主幹ほか保健衛生関係 ・消費生活課長、物価流通課長 ・市民部相談課長、広報課長、職員構成課長ほか総務関係		

（５６．６．１現在、婦人少年局調べ）

注 前回実数は５５．６．１現在。

(エ) 指定都市における女子管理職の役職（出先機関）

主 な 機 関 及 び 役 職 名	実 数	構 成 比
総 数	141人	100.0%
保健所長、支（出張）所長、課長、主幹等	65	46.1%
公立病院長、病院（診療所）部長、医長専門科（部）医（部）長、棟長、主幹等	34	24.1%
公立病院総看護婦長、副総看護婦長、看護婦長等	27	19.1%
医療専門学校副校長、課長、主幹	4	2.9%
研究所課長、主幹	2	1.4%
保育、児童、勤労青年施設の長、副主幹	7	5.0%
その他	2	1.4%
前回（５５．６．１）の女子管理職総数	144	—

（５５．６．１現在、婦人少年局調べ）

注 調査範囲は知事部局の出先機関のみである。

(4) 公務員の採用状況

イ、国家公務員採用試験区分別採用等の状況（試験実施年度別）

区分	5 0 年 度			5 2 年 度			5 3 年 度			5 4 年 度			5 5 年 度		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
上級	申込者 37825	人	人	申込者 48514	人	人	申込者 55972	人	人	申込者 51896	人	人	申込者 45131	人	人
イ	合格者 1206	1172	34(28)	合格者 1206	1166	40(33)	合格者 1311	1268	43(33)	合格者 1265	1224	41(32)	合格者 1254	1214	40(32)
イ	採用者 678	663	15(22)	採用者 694	673	21(30)	採用者 717	691	26(36)	採用者 630	603	27(43)	採用者 613	598	25(41)
上級	申込者 4392	3992	395(90)	申込者 5098	4692	395(78)	申込者 4976	4586	390(78)	申込者 4814	4411	403(84)	申込者 4169	3791	378(91)
イ	合格者 99	88	11(11)	合格者 78	76	2(26)	合格者 90	79	11(12)	合格者 90	81	9(10)	合格者 90	79	11(12)
イ	採用者 57	54	3(5)	採用者 45	44	1(22)	採用者 51	44	7(13)	採用者 54	47	7(13)	採用者 43	37	6(14)
中級	申込者 47016	37538	9478(202)	申込者 85480	68933	16547(194)	申込者 98594	80711	17883(181)	申込者 92785	76526	16259(176)	申込者 80831	66417	14414(178)
イ	合格者 1622	1410	212(13)	合格者 1939	1673	266(13)	合格者 2783	2434	349(12)	合格者 2576	2649	327(11)	合格者 3267	2350	317(9)
イ	採用者 869	776	93(10)	採用者 976	844	132(13)	採用者 1441	1274	167(11)	採用者 1409	1267	142(10)	採用者 1524	1391	133(8)
初級	申込者 147493	83798	63695(432)	申込者 157694	95549	62145(394)	申込者 175383	109430	65953(376)	申込者 167378	105500	61878(370)	申込者 151564	95287	56277(371)
イ	合格者 17872	12297	5565(31)	合格者 16593	12083	4500(27)	合格者 17267	12311	4956(28)	合格者 18312	13104	5208(28)	合格者 19035	13500	5535(29)
イ	採用者 6811	4856	1719(25)	採用者 8799	6960	1819(20)	採用者 9219	7036	2081(22)	採用者 9357	7472	2085(21)	採用者 9527	7383	2144(22)

(人事院任用局調べ)

注1. () の数字は総数に対する女子の百分比

2 採用者について

・ 上級(甲)・・・50年度・52年度は採用候補者名簿の失効時の状況

53年度・54年度・55年度は56.4.1現在の状況

・ 上級(乙)・・・50年度・52年度・53年度は採用候補者名簿の失効時の状況

54年度・55年度は56.4.1現在の状況

・ 中級・・・50年度・52年度・53年度は採用候補者名簿の失効時の状況

54年度・55年度は56.4.30現在の状況

50年度は翌年10月31日現在の状況

・ 初級・・・52年度・53年度・54年度は採用候補者名簿の失効時の状況

55年度は56.4.30現在の状況

3. 昭和55年度上級職女子採用状況（省庁別、昭和56年4月1日現在）

(1) 上級(甲)

イ. 昭和55年度採用試験に基づくもの……25人

{ 総理府1、法務省6、大蔵省1、文部省1、厚生省3、

農林水産省6、通商産業省2、特許庁1、郵政省1、労働省8

ロ. 旧年名簿に基づくもの……5人

{ 経済企画庁1、法務省1、農林水産省1、工業技術院1、

特許庁1

(2) 上級(乙)

イ. 昭和55年度採用試験に基づくもの……6人

{ 環境庁1、文部省3、郵政省1、労働省1

ロ. 昭和55年度外務上級職女子採用者数……3人

ロ、裁判所事務官試験の申込者、合格者、採用者の数

区 分	5 3 年 度			5 4 年 度			5 5 年 度		
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
申 込 者	23,746人	16,203人	7,543人 (318)%	19,774人	13,812人	5,962人 (302)%	24,730人	16,538人	8,192人 (331)%
合 格 者	604	461	143 (237)	704	519	188 (267)%	903	644	259 (287)
採 用 者	315	250	65 (206)	404	313	91 (225)	473	340	133 (281)

(最高裁判所調べ)

注1. ()内の数字は総数に対する女子の比率。

2. 53年度——54.4.1現在、54年度——55.6.1現在、
55年度——56.6.1現在。

ハ、司法試験合格者数、司法修習生数、その後の進路状況

区 分		5 1 年 度			5 2 年 度			5 3 年 度		
		総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
司法試験合格者		465人	426人	39(8.4)人	465人	432人	33(7.1)人	485人	353人	32(6.6)人
司法修習生		446	408	38(8.5)	455	423	32(7.0)	484	451	33(6.8)
その後の進路状況	裁判官	58	54	4(6.9)	62	58	4(6.5)	61	57	4(6.6)
	検 察 官	49	45	4(8.2)	49	44	5(10.2)	38	37	1(2.6)
	弁護士等	329	300	29(8.8)	333	311	22(6.6)	378	351	27(7.1)
	修 習 中	10	9	1(10.0)	11	10	1(9.1)	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	7	6	1(14.3)

注1. ()内の数字は総数に対する女子の比率。

2. 51年度——54.4.9現在、52年度——55.6.24現在。

53年度——56.3現在。

3. 「その後の進路状況」の「その他」は他の職業に就いた者を示す。

二、地方公務員採用試験の合格者、採用者（５５年度）

(イ) 都道府県（一般行政職）

区 分		計	男 子	女 子	女子の比率
上(大学級卒)	合 格 者	2,497人	2,373人	124人	5.0%
	採 用 者	1,820	1,743	77	4.1
中(短大級卒)	合 格 者	1,120	931	189	16.9
	採 用 者	475	405	70	14.6
初(高校級卒)	合 格 者	3,848	2,515	1,333	34.6
	採 用 者	2,062	1,375	687	33.7

（５６．６．１現在、婦人少年局調べ）

注 上級採用者は、東京、神奈川を除く。
 中級 “ 東京、神奈川、広島を除く。
 初級 “ 東京、神奈川

(ロ) 指定都市（一般行政職）

区 分		計	男 子	女 子	女子の比率
上(大学級卒)	合 格 者	808人	717人	91人	11.3%
	採 用 者	760	679	67	8.8
中(短大級卒)	合 格 者	187	123	64	34.2
	採 用 者	116	60	56	48.3
初(高校級卒)	合 格 者	590	310	280	47.5
	採 用 者	624	383	241	38.6

（５６．６．１現在、婦人少年局調べ）

注 合格者は、大阪を除く。

2. 会社以外の法人・法人でない団体における婦人の方針決定参加状況調査（概要）

内閣総理大臣官房審議会

（婦人問題担当室）

1 調査の概要

この調査は、婦人問題企画推進本部が決定した「婦人の政策決定参加を促進する特別活動」を推進するための基礎資料を得るため、昭和54年に実施した、資本金5億以上の上場会社及び特殊法人の調査に続いて、56年1月1日現在で会社以外の法人・法人でない団体のうち、医療、宗教を除いた従業者30人以上の法人及び団体について調査を行った。調査対象は3,000、回収率は80.5%であった。

2 調査結果の概要

(1) 調査対象数

調査対象数は2,416で、うち会社以外の法人が2,364（98%）、法人でない団体が52（2%）であった。従業者規模別では、50～99人が721（30%）で最も多い。産業別では、サービス業が1,701（70%）で最も多い。

(2) 婦人の方針決定参加数

婦人の方針決定参加数は642人で、全方針決定参加数の2%である。これを経営組織別で見ると、会社以外の法人が622人（97%）で圧倒的に多く、法人でない団体は20人（3%）で少ない。産業別では、社会保険・社会福祉が256人（40%）で最も多い。

ア. 役職名別

婦人の方針決定参加者数を役職名別で見ると、総数では、課長職相当が297人（46%）、次いで役員が113人（18%）、その他（施設長、團長、総婦長）が104人（16%）、部長職相当が79人（12%）、代表者が49人（8%）となっており、課長職相当が約半数を占めている。

イ. 所属部門別

婦人の方針決定参加数を所属部門別で見ると、総数では、最も多いのが、本所・本店・本部が465人（72%）で大半を占めており、次いで支所・支店・支部が87人（14%）、その他（病院、診療所等）が69人（11%）、工場・作業所が9人（1%）、研究所が8人（1%）、販売所・売店4人（1%）となっている。

ウ. 所属部課名別

婦人の方針決定参加数を所属部課名別で見ると、総数では、管理部門が211人（33%）、次いで製造・事務・医療部門が192人（30%）、役員が146人（23%）、販売・営業が64人（10%）、その他（施設、給食、介護）が24人（4%）、開発部門が5人（1%）となっている。

エ. 学歴別

婦人の方針決定参加者数を学歴別で見ると、総数では高校卒（旧女学校を含む。）が349人（54%）で最も多く、次いで高専・短大卒が106人（17%）、大学卒（旧高専卒を含む。）が100人（16%）、中学卒（旧小学校卒を含む。）が82人（13%）、その他が3人（1%）、大学院卒が2人（0%）となっている。

オ. 年齢階級別

婦人の方針決定参加数を年齢別で見ると、総数では、50～54歳で139人(22%)であり、次いで45～49歳が123人(19%)、40～44歳が101人(16%)、60歳以上が99人(15%)、55～59歳が95人(15%)、35～39歳が55人(9%)、34歳以下が30人(5%)となっており、高齢者(平均年齢50歳)が要職になっている。

カ. 勤続年数階級別

婦人の方針決定参加数を勤続年数別に見ると、総数では、14年以下が241人(38%)で最も多く、次いで15～19年が105人(16%)、20～24年が104人(16%)、25～29年が87人(14%)、30～34年が74人(12%)、35～39年が21人(3%)、40年以上が10人(2%)となっており、勤続年数の短い方に婦人の方針決定参加者が多い。これは、昭和54年に調査した資本金5億円以上の上場会社及び特殊法人の婦人の方針決定参加者数においては、勤続年数が長くなるにつれて増加していったとは、逆の傾向を表している。

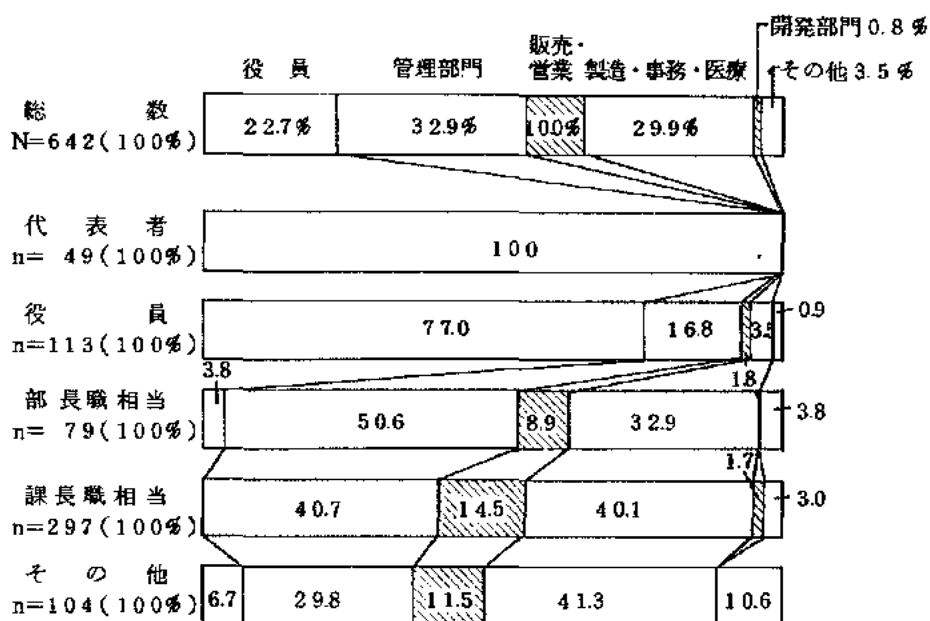
キ. 未既婚別

婦人の方針決定参加者数を未既婚別で見ると、総数では、既婚者が447人で70%で圧倒的に多く、未婚者は186人(29%)であり、既婚者は未婚者の2.4倍である。

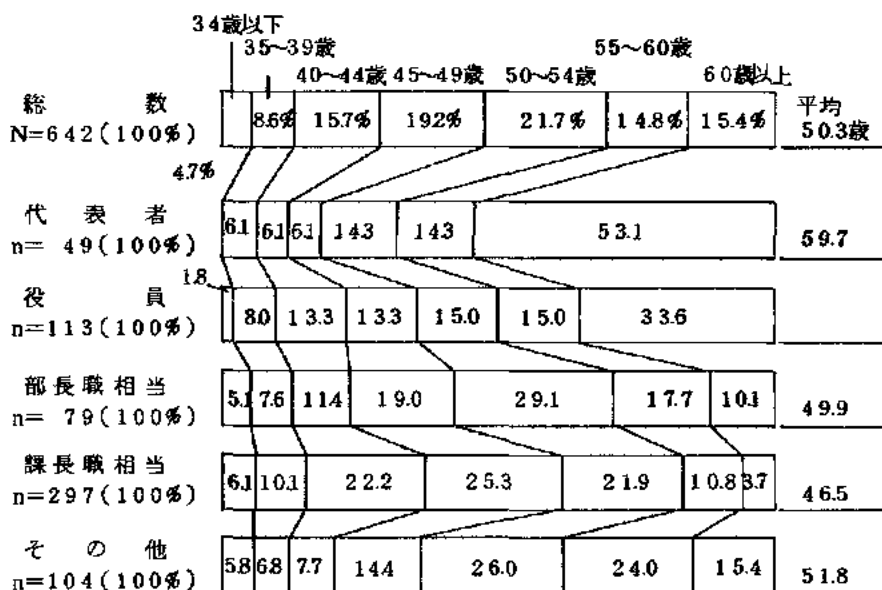
第1表 経営組織、従業員規模、産業及び役職名別婦人の方針決定参加者数 (人)

区 分		総 数	代 表 者	役 員	部長職相当	課長職相当	そ の 他
総 数		642(100)	49(7.6)	113(17.6)	79(12.3)	297(46.3)	104(16.2)
経営組織	会社以外の法人	622(100)	48(7.7)	102(16.4)	74(11.9)	294(47.3)	104(16.7)
	法人でない団体	20(100)	1(5.0)	11(55.0)	5(25.0)	3(15.0)	-(-)
従業員規模	3 0 人 未 満	30(100)	4(13.3)	9(30.0)	2(6.7)	15(50.0)	-(-)
	3 0 ～ 4 9 人	152(100)	25(16.4)	25(16.4)	14(9.2)	70(46.1)	18(11.8)
	5 0 ～ 9 9 人	199(100)	17(8.5)	40(20.1)	26(13.1)	85(42.7)	31(15.6)
	1 0 0 ～ 1 9 9 人	125(100)	2(1.6)	27(21.6)	14(11.2)	62(49.6)	20(16.0)
	2 0 0 ～ 2 9 9 人	42(100)	-(-)	7(16.7)	10(23.8)	21(50.0)	4(9.5)
	3 0 0 ～ 4 9 9 人	30(100)	1(3.3)	5(16.7)	1(3.3)	17(56.7)	6(20.0)
	5 0 0 ～ 9 9 9 人	29(100)	-(-)	-(-)	5(17.2)	14(48.3)	10(34.5)
	1, 0 0 0 人 以 上	35(100)	-(-)	-(-)	7(20.0)	13(37.1)	15(42.9)
産 業	農 林 漁 業	5(100)	-(-)	2(40.0)	-(-)	3(60.0)	-(-)
	鉱 業	1(100)	-(-)	1(100.0)	-(-)	-(-)	-(-)
	建 設 業	1(100)	-(-)	-(-)	1(100.0)	-(-)	-(-)
	製 造 業	24(100)	1(4.2)	10(41.7)	-(-)	13(54.2)	-(-)
	卸売業・小売業	35(100)	1(2.9)	14(40.0)	1(2.9)	16(45.7)	3(8.6)
	金融・保険業	21(100)	1(4.8)	1(4.8)	1(4.8)	18(85.7)	-(-)
	運輸・通信業	1(100)	-(-)	1(100.0)	-(-)	-(-)	-(-)
	サ ー ビ ス 業	554(100)	46(8.3)	84(15.2)	76(13.7)	247(44.6)	101(18.2)

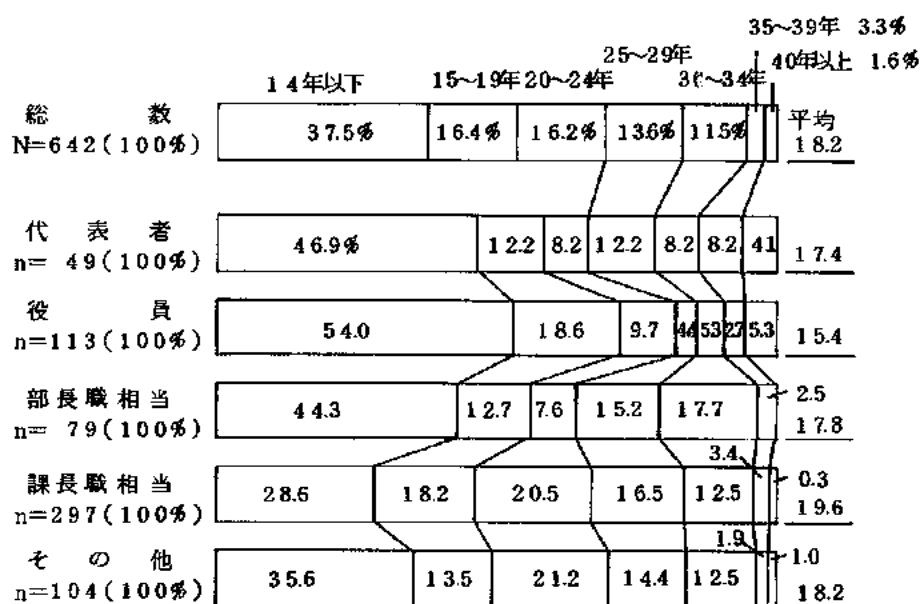
第1図 役職名及び所属部課名別婦人の方針決定参加者数



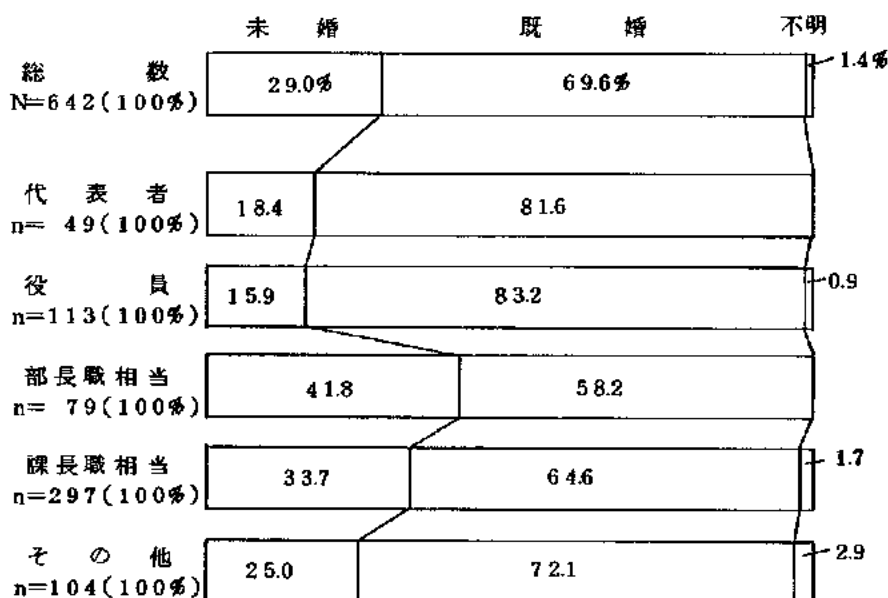
第2図 役職名及び年齢階級別婦人の方針決定参加者数



第3図 役職名及び勤続年数階級別婦人の方針決定参加者数



第4図 役職名及び未既婚別婦人の方針決定参加者数



Ⅲ 男女労働者：家族的責任を有する労働者の 機会均等及び平等待遇に関する条約について

1. 審議経過

本年6月に開催されたILO総会で、「男女労働者：家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇」に関する条約、勧告が採択された。同条約は、1975年の国際婦人年にILO総会で採択された「雇用及び職業における婦人及び男子の同等の地位及び機会に関する決議」において、「家庭責任をもつ労働者の問題を、新しい文書を採択することを目的として、ILO総会のなるべく早い会期の議題とすること」とされたのを受けて、昨年の総会で議題としてとりあげられ第一次討議が行われ、本年引き続き第二次討議が行われたのち、条約・勧告とも圧倒的多数の賛成を得て新国際文書として成立した（日本政府賛成。条約案については、賛成331、反対0、棄権86、勧告案については、賛成346、反対0、棄権78により可決された。）。

この条約の目的は、家族的責任を有する労働者が差別を受けることなく働くことを可能にするとともに職業生活と家庭責任との両立を図りうるように必要な措置を講ずることにより、雇用における男女の機会と待遇の実効ある平等を実現しようとするものであり、条約はそのための基本的な原則を規定しており、勧告はその原則を実現するための具体的方策を提示している。

この条約・勧告が成立した背景には、雇用における男女の機会と待遇の平等を確保することの必要性についての認識の高まりとともにその実現を阻んでいる要因のひとつが社会一般の伝統的意識から家庭責任が婦人により重くのしかかっていることであり、従って真の平等を達成するためには、家庭責任を男女共通の問題としてとらえることが必要であるとの認識が国際的に広まってきた状況があるといえる。このような家事、育児についての男女の共同責任という考え方は国連で採択された婦人差別撤廃条約、また昨年の世界会議で採択された「国連婦人の10年後半期行動プログラム」においても共通した考えとして認められている。なお、新勧告の成立に伴い、従来のILO123号勧告（家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告）は取って代われ、廃棄された。

2. 男女労働者：家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約

（ILO条約第156号）

（労働省仮訳）

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーヴに招集されて、1981年6月3日にその第67回会期として会合し、「すべての人間は、人種、信条又は性にかかわらず、自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつ」ことを承認する国際労働機関の目的に関するフィラデルフィア宣言に留意し、1975年の国際労働総会で採択された婦人労働者の機会及び待遇の平等に関する宣言の規定及び婦人労働者の機会及び待遇の平等を促進するための行動計画の決議の規定に留意し、男女労働者の機会及び待遇の平等を確保することを目的とする国際労働条約及び国際労働勧告、すなわち、1951年の同一報酬勧告、1958年の差別待遇（雇用及び職業）条約及び1958年の差別待遇（雇用及び職業）勧告並びに1975年の人的資源開発勧告第Ⅳ部の規定に留意し、1958年の差別待遇（雇用及び職業）条約が、家族的責任に基づく差別を明示的には含んでいないことを想起し、この点に関して補足的基準が必要であることを考慮し、1965

年の雇用（家庭責任をもつ婦人）勧告の規定に留意し、この勧告の採択以降に生じた変化を考慮し、男女の機会及び待遇の平等に関する文書が国際連合及び他の専門機関でも採択されていることに留意し、特に、締約国が、「社会及び家庭における男子の伝統的役割及び婦人の役割の変更が、男女間の完全な平等の達成に必要であることを認識し」との1979年の婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際連合条約前文第14項を想起し、家族的責任を有する労働者の問題が国家の方針において考慮されるべき家庭及び社会に関する一層広範な問題の諸局面であることを認識し、家族的責任を有する男女労働者間及び家族的責任を有する労働者その他の労働者との間の機会及び待遇の実際的な平等を実現する必要を認識し、すべての労働者が遭遇している問題の多くが家族的責任を有する労働者の場合には一層悪化していることを考慮し、家族的責任を有する労働者の特別のニーズに応ずる措置及び労働者一般の条件を改善することを目的とする措置により、家族的責任を有する労働者の条件を改善する必要を認識し、前記の会記の議事日程の第5議題である男女労働者：家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであると決定して、次の条約（引用に際しては、1981年の家族的責任を有する労働者条約と称することができる。）を1981年6月23日に採択する。

第 1 条

- 1 この条約は、被扶養者である子について責任を有する男女労働者であってこの責任により経済活動への準備、参入若しくは参加又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについて適用する。
- 2 この条約の規定は、被扶養者である子以外の近親の家族であって保護又は援助を必要とすることが明らかであるものについて責任を有する男女労働者であってこの責任により経済活動への準備、参入若しくは参加又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについても適用する。
- 3 この条約の適用上、「被扶養者である子」及び「被扶養者である子以外の近親の家族であって保護又は援助を必要とすることが明らかであるもの」とは、各国において第9条に規定するいずれかの方法によって定められる者をいう。
- 4 1及び2に規定する労働者は、以下「家族的責任を有する労働者」という。

第 2 条

この条約は、経済活動のすべての部門及びすべての種類の労働者について適用する。

第 3 条

- 1 各加盟国は、男女労働者の機会及び待遇の実際的な平等を実現するため、就業し又は就業しようとする家族的責任を有する者が、差別を受けることとなしにかつできる限り就業と家族的責任との間に衝突が生ずることとなしに、就業し又は就業しようとする権利を行使することができなようにすることを国家の方針の目的とする。
- 2 1の規定の適用上、「差別」とは、1958年の差別待遇（雇用及び職業）条約第1条及び第5条に規定する雇用及び職業における差別待遇をいう。

第 4 条

男女労働者の機会及び待遇の実際的な平等を実現するため、次のことを目的として、国内事情及び可能性と両立するすべての措置をとる。

- (a) 家族的責任を有する労働者が職業を自由に選択する権利を行使することができるようになること。

- (b) 労働条件及び社会保障において、家族的責任を有する労働者のニーズを考慮すること。

第 5 条

更に、次のことを目的として、国内事情及び可能性と両立するすべての措置をとる。

- (a) 地域社会計画において、家族的責任を有する労働者のニーズを考慮すること。
(b) 児童保育及び家族に係るサービス及び施設等の公的又は私的な地域社会サービスを発展させ又は促進すること。

第 6 条

各国の権限のある機関は、男女労働者の機会及び待遇の平等の原則並びに家族的責任を有する労働者の問題に関する一層広範な公衆の理解並びにこの問題を克服するために役立つ世論を醸成する情報及び教育を促進するための適当な措置をとる。

第 7 条

家族的責任を有する労働者が労働力となり、労働力としてとどまり及び家族的責任による不就業の後に再び労働力となることができるようにするため、職業指導及び職業訓練の分野における措置等の国内事情及び可能性と両立するすべての措置をとる。

第 8 条

家族的責任のみをもって雇用の終了の妥当な理由としてはならない。

第 9 条

この条約の規定は、法令、労働協約、就業規則、仲裁裁定若しくは裁判所の判決若しくはこれらの方法の組合せ又は国内慣行に適合するその他の方法であって国内事情を考慮の上適当とされるものによって適用することができる。

第 10 条

- 1 この条約の規定は、国内事情を考慮の上、必要な場合には段階的に適用することができる。ただし、とられる実施措置は、いかなる場合にも第1条1に規定するすべての労働者について適用する。
- 2 この条約を批准する各加盟国は、国際労働機関憲章第22条の規定に従って提出するこの条約の適用に関する第1回の報告において、当該国が1に規定する権限をいかなる事項について用いようとしているかを指摘し、その後の報告において、当該事項に関しこの条約がどの程度実施されているか又は実施されようとしているかを述べる。

第 11 条

使用者団体及び労働者団体は、この条約の規定を実施することを目的とする措置を講じ及び適用するに当たり、国内事情及び国内慣行に適する方法によって参加する権利を有する。

第12条～第19条（最終条項） 省略

3. 男女労働者：家族的責任を有する労働者の機会均等及び平均待遇に関する勧告

（ILO条約165号）

（労働省仮訳）

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーブに招集されて、1981年6月3日にその第67回国会期として会合し、「すべての人間は、人種、信条又は性にかかわらず、自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつ」とを承認する

国際労働機関の目的に関するフィラデルフィア宣言に留意し、1975年の国際労働総会で採択された婦人労働者の機会及び待遇の平等に関する宣言の規定及び婦人労働者の機会及び待遇の平等を促進するための行動計画の決議の規定に留意し、男女労働者の機会及び待遇の平等を確保することを目的とする国際労働条約及び国際労働勧告、すなわち、1951年の同一報酬条約及び1951年の同一報酬勧告、1958年の差別待遇（雇用及び職業）条約及び1958年の差別待遇（雇用及び職業）勧告並びに1975年の人的資源開発勧告第四部の規定に留意し、1958年の差別待遇（雇用及び職業）条約が、家族的責任に基づく差別を明示的には含んでいないことを想起し、この点に関して補足的基準が必要であることを考慮し、1965年の雇用（家族責任をもつ婦人）勧告の規定に留意し、この勧告の採択以降に生じた変化を考慮し、男女の機会及び待遇の平等に関する文書が国際連合及び他の専門機関でも採択されていることに留意し、特に、締約国が、「社会及び家庭における男子の伝統的役割及び婦人の役割の変更が、男女間の完全な平等の達成に必要であることを認識し」との1979年の婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際連合条約前文第14項を想起し、家族的責任を有する労働者の問題が国家の方針において考慮されるべき家庭及び社会に関する一層広範な問題の諸局面であることを認識し、家族的責任を有する男女労働者間及び家族的責任を有する労働者との間の機会及び待遇の実質的な平等を実現する必要を認識し、すべての労働者が遭遇している問題の多くが家族的責任を有する労働者の場合には一層悪化していることを考慮し、家族的責任を有する労働者の特別のニーズに応ずる措置及び一般の労働者の条件を改善することを目的とする措置により、家族的責任を有する労働者の条件を改善する必要を認識し、前期の会期の議事日程の第5議題である男女労働者：家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する提案の採択を決定し、その提案が勧告の形式をとるべきであると決定して、次の勧告（引用に際しては、1981年の家族的責任を有する労働者勧告と称することができる。）を1981年6月23日に採択する。

I 定義、適用範囲及び実施方法

- 1 (1) この勧告は、被扶養者である子について責任を有する男女労働者であってこの責任により経済活動への準備、参入若しくは参加又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについて適用する。
- (2) この勧告の規定は、被扶養者である子以外の近親の家族であって保護又は援助を必要とするものについて責任を有する男女労働者であってこの責任により経済活動への準備、参入若しくは参加又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについても適用すべきである。
- (3) この勧告の適用上、「被扶養者である子」及び「被扶養者である子以外の近親の家族であって保護又は援助を必要とするもの」とは、各国において、3に規定するいずれかの方法によって定められる者をいう。
- (4) (1)及び(2)に規定する労働者は、以下「家族的責任を有する労働者」という。
- 2 この勧告は、経済活動のすべての部門及びすべての種類の労働者について適用する。
- 3 この勧告の規定は、法令、労働協約、就業規則、仲裁裁定若しくは裁判所の判決若しくはこれらの方法の組合せ又は国内慣行に適合するその他の方法であって国内事情を考慮の上適当とされるものによって適用することができる。
- 4 この勧告の規定は、国内事情を考慮の上、必要な場合には段階的に適用することができる。ただし、

- とられる実施措置は、いかなる場合にも1(1)に規定するすべての労働者について適用すべきである。
- 5 使用者団体及び労働者団体は、この勧告の規定を実施することを目的とする措置を講じ及び適用するに当たり、国内事情及び国内慣行に適する方法によって参加する権利を有すべきである。

II 国家の方針

- 6 各加盟国は、男女労働者の機会及び待遇の実際的な平等を実現するため、就業し又は就業しようとする家族的責任を有する者が、差別を受けることなしにかつできる限り就業に係る責任と家族的責任との間に衝突が生ずることなしに、就業し又は就業しようとする権利を行使することができるようにすることを国家の方針の目的とすべきである。
- 7 男女労働者の機会及び待遇の平等を促進するための国家の方針の枠内で、婚姻上の地位又は家族的責任に基づく直接的又は間接的な差別を防止するための措置を採用し及び適用すべきである。
- 8(1) 6及び7の規定の適用上、「差別」とは、1958年の差別待遇（雇用及び職業）条約第1条及び第5条に規定する雇用及び職業における差別待遇をいう。
- (2) 移行期間中は、男女労働者間の実際的な平等を達成することを目的とする特別の措置は、差別とみなされるべきではない。
- 9 男女労働者の機会及び待遇の実際的な平等を実現するため、次のことを目的として、国内事情及び可能性と両立するすべての措置をとるべきである。
- (a) 家族的責任を有する労働者が職業訓練に対する権利及び職業を自由に選択する権利を行使することができるようにすること。
- (b) 労働条件及び社会保障において、家族的責任を有する労働者のニーズを考慮すること。
- (c) 児童保育及び家族に係るサービスその他の公的又は私的な地域社会サービスであって家族的責任を有する労働者のニーズに応ずるものを発展させ又は促進すること。
- 10 各国の権限のある機関は、男女労働者の機会及び待遇の平等の原則並びに家族的責任を有する労働者の問題に関する一層広範な公衆の理解並びにこの問題を克服するために役立つ世論を醸成する情報及び教育を促進するための適当な措置をとる。
- 11 各国の権限のある機関は、次のことを目的とする適当な措置をとるべきである。
- (a) 健全な政策及び措置の基礎となることができる客観的な情報を提供するため、家族的責任を有する労働者の雇用の各種の局面について必要な研究を行い又は促進すること。
- (b) 男女間における家族的責任の分担を奨励しかつ家族的責任を有する労働者がその就業に係る責任及び家族的責任を一層良く果たすことを可能にする教育を促進すること。

III 訓練及び就業

- 12 家族的責任を有する労働者が労働力となり、労働力としてとどまり及び家族的責任による不就業の後に再び労働力となることができるようにするため、国内事情及び可能性と両立するすべての措置をとるべきである。
- 13 国家の方針及び国内慣行に従い、家族的責任を有する労働者が職業訓練施設及び、可能な場合にはそのような施設を使用するための有給教育休暇の措置を利用できるようにすべきである。
- 14 すべての労働者に対する既存のサービスの枠内で又は、そのようなサービスが存在しない場合には、国内事情に適する方針に従い、家族的責任を有する労働者の就職又は再就職を可能にするために必要

なサービスが利用可能であるべきである。これらのサービスには、家族的責任を有する労働者にとって無料の職業指導、カウンセリング、情報提供及び職業紹介サービスであって、適切な訓練を受けた職員が配置され及び家族的責任を有する労働者の特別のニーズに適切に対応することができるものを含むべきである。

15 家族的責任を有する労働者は、就業の準備、就業の機会、就業における向上及び就業保障について、その他の労働者との機会及び待遇の平等を享受すべきである。

16 婚姻上の地位、家庭の状況又は家族的責任のみをもって雇用の拒否又は終了の妥当な理由とすべきではない。

Ⅳ 労働条件

17 家族的責任を有する労働者がその就業に係る責任と家族的責任とを調和させることができるような労働条件を確保するため、国内事情及び可能性並びにその他の労働者の正当な利益と両立するすべての措置をとるべきである。

18 当該国及び各種の活動部門の発展段階及び特別の必要を考慮の上、労働条件及び職業生活の質を改善するための一般的な措置であって次の事項を目的とする措置を含むものに特に留意すべきである。

(a) 1日当たりの労働時間の漸進的な短縮及び時間外労働の短縮

(b) 作業計画、休息期間及び休日に関する一層弾力的な措置

19 実行可能かつ適当な場合には、交替労働の措置及び夜間労働の割当において、家族的責任から生じるニーズ等の労働者の特別のニーズを考慮すべきである。

20 労働者をある地方から他の地方へ移動させる場合には、家族的責任及び配偶者の就業場所、子を教育する可能性等の事項を考慮すべきである。

21(1) パートタイム労働者、臨時労働者及び家内労働者（これらの労働者の多くは、家族的責任を有する者である。）を保護するため、これらの型態の就業が行われる条件を適切に規制しかつ監督すべきである。

(2) パートタイム労働者及び臨時労働者の労働条件（社会保障の適用を含む。）は、可能な限度において、それぞれフルタイム労働者及び常用労働者の労働条件と同等であるべきである。適当な場合には、パートタイム労働者及び臨時労働者の権利は、比例により計算することができる。

(3) パートタイム労働者は、欠員がある場合及びパートタイム雇用への配置を決定した状況がもはや存在しない場合には、フルタイム雇用になり又は復帰する自由を与えられるべきである。

22(1) 両親のうちいずれかの者は、出産休暇の直後の期間内に休暇（親休暇）をとる可能性を有すべきである。ただし、雇用を放棄することなくかつ雇用から生ずる権利が保護されるものとする。

(2) 出産休暇後の期間の長さ並びに(1)の休暇の期間及び条件は、各国において、3に規定するいずれかの方法によって決定すべきである。

(3) (1)の休暇は、段階的に導入することができる。

23(1) 被扶養者である子について家族的責任を有する男女労働者は、当該子が病気である場合には、休暇をとることができるべきである。

(2) 家族的責任を有する労働者は、被扶養者である近親の家族であって保護又は援助を必要とするものが病気である場合には、休暇をとることができるべきである。

- (3) (1)及び(2)の休暇の期間及び条件は、各国において、3に規定するいずれかの方法によって決定すべきである。

V 児童保育及び家事に係るサービス及び施設

- 24 家族的責任を有する労働者がその就業に係る責任及び家族的責任を果たすことを援助するために必要な児童保育及び家事に係るサービス及び施設の範囲及び性格を決定するため、権限のある機関は、関係のある公私の団体、特に使用者団体及び労働者団体と協力の上、情報収集のための財源の範囲内で、次のことを目的とする必要かつ適当な措置をとるべきである。
- (a) 家族的責任を有する労働者であって就業し又は求職しているものの数並びにこれらの者の子及び子以外の被扶養者であって保護を必要とするものの数及び年齢に関する適切な統計を収集し及び公表すること。
- (b) 特に地域社会で行われる体系的な調査により、児童保育及び家事に係るサービス及び施設に対するニーズ及び優先度を確認すること。
- 25 権限のある機関は、関係のある公私の団体と協力の上、児童保育及び家事に係るサービス及び施設が明らかにされたニーズ及び優先度を満たすことを確保するため適当な措置をとるべきである。このため、権限のある機関は、国内及び地方の事情及び可能性を考慮の上、特に次のことを行うべきである。
- (a) 特に地域社会における児童保育及び家事に係るサービス及び施設の体系的な発展のための計画の確立を奨励し及び促進すること。
- (b) 適切な児童保育及び家事に係るサービス及び施設であって弾力的な方針に従い開発されかつ様々な年齢の子、子以外の被扶養者であって保護を必要とするもの及び家族的責任を有する労働者のニーズを充足するものを無料又は労働者の支払能力に応ずる妥当な料金で提供することを権限のある機関が自ら行い又は奨励し及び促進すること。
- 26(1) すべての種類の児童保育及び家事に係るサービス及び施設は、権限のある機関によって定められ及び監督される基準に従うべきである。
- (2) (1)の基準は、特に、提供されるサービス及び施設の設備並びに衛生上及び技術上の要件並びに職員の数及び資格を規定すべきである。
- (3) 権限のある機関は、児童保育及び家事に係るサービス及び施設に職員を配置するために必要とされる者に対し各種の段階で適切な訓練の提供を行い又は確保することを援助すべきである。

VI 社会保障

- 27 社会保障給付、税の軽減その他国家の方針に適合する適当な措置は、必要な場合には、家族的責任を有する労働者にとって利用可能であるべきである。
- 28 22及び23の休暇の間、関係労働者は、国内事情及び国内慣行に従い、3に規定するいずれかの方法により、社会保障による保護を受けることができる。
- 29 労働者は、その配偶者の職業活動及びこの活動から生ずる受給資格に関連して、社会保障の適用から除外されるべきではない。
- 30(1) 労働者の家族的責任は、提供された雇用の拒否により失業給付の喪失又は停止が生ずるおそれがあるという意味において、当該提供された雇用が適当なものであるかどうかを決定するに当たり考

慮すべき要素の一つであるべきである。

(2) 特に、当該提供された雇用が他の地方への移動を伴う場合には、考慮すべき事項には、配偶者の就業場所及び子を教育する可能性を含むべきである。

31 27 から 30 までの規定を適用するに当たり、経済が十分に発展していない加盟国は、利用可能な国家財源及び社会保障措置を考慮することができる。

Ⅶ 家族的責任の遂行に当たっての援助

32 各国の権限のある機関は、労働者の家族的責任から生ずる負担を軽減することができる公私の活動を促進すべきである。

33 家族的責任を有する労働者に対し、必要な場合に、その支払能力に応ずる妥当な料金で資格のある者の援助を提供することができる家事の援助及び家族の保護に係るサービスであって適切に規制されかつ監督されているものを発展させるため、国内事情及び可能性と両立するすべての措置をとるべきである。

34 一般労働者の条件を改善するための多くの措置が家族的責任を有する労働者の条件に有利な影響を及ぼすことができるので、各国の権限のある機関は、公共輸送、労働者の住居又はその付近での水及びエネルギーの供給並びに労働節約型の設計の住宅等のサービスの地域社会における提供を労働者のニーズに応ずるものにすることができる公私の活動を促進すべきである。

Ⅷ 既存の勧告への影響

35 この勧告は、1965年の雇用（家庭責任をもつ婦人）勧告に代わるものである。

N 都道府県、指定都市における婦人関係行政推進状況一覧

県名	主管部課名	行政連絡会議	諮問機関等	行動計画策定状況
北海道	総務部青少年婦人事務局	青少年婦人総合対策本部	婦人問題研究懇話会	北海道婦人行動計画
青森県	企画部青少年婦人室	婦人問題行政連絡会議	婦人問題対策推進委員会	青森県婦人行動計画
岩手県	企画調整部青少年婦人課	婦人対策関係課長会議	婦人対策懇談会	岩手の婦人対策の方向
宮城県	生活福祉部婦人青少年課	婦人関係行政推進府内連絡会議	—	—
秋田県	民生部青少年課	婦人事業連絡会	婦人問題懇話会	新総合開発計画婦人の力を県政に
山形県	企画調整部青少年婦人課	婦人問題推進本部	婦人問題推進懇話会	婦人問題推進のための県内行動計画
福島県	生活福祉部青少年婦人課	婦人関係行政連絡会議	婦人問題協議会	—
茨城県	生活福祉部婦人児童部	婦人問題連絡会議	婦人問題懇話会	茨城県婦人施策
栃木県	企画部婦人青少年課	婦人行政連絡会議	婦人問題懇話会	婦人のための栃木県計画
群馬県	県民生活部婦人児童課	婦人関係行政推進専門部会	婦人問題懇談会	新ぐんま婦人計画
埼玉県	県民部婦人対策課	婦人問題府内連絡会議	婦人問題協議会	婦人の地位向上に関する埼玉県計画
千葉県	社会部青少年婦人課	婦人問題行政連絡協議会	—	—
東京都	婦人青少年部婦人計画課	婦人関係行政推進協議会	—	婦人問題解決のための東京都行動計画
神奈川県	県民部県民総務室	婦人関係行政連絡推進会議	—	新神奈川計画に盛り込む
新潟県	民生部青少年福祉課	婦人問題府内連絡会議	婦人問題推進協議会	—
富山県	生活環境部婦人青少年課	婦人関係行政連絡会議	婦人問題懇話会	婦人の明日をひらく富山県行動計画
石川県	県民生活局県民課	婦人行政府内連絡会議	婦人問題懇話会	石川県行動計画
福井県	厚生部婦人児童課	婦人問題行政連絡協議会	婦人問題懇話会	「福井県の婦人対策の方向」県内行動計画
山梨県	県民生活局青少年婦人対策課	婦人問題府内連絡会議	婦人問題懇話会	山梨県婦人行動計画
長野県	社会部青少年家庭課婦人家	婦人問題協議会	—	長野県婦人行動計画
岐阜県	環境部県民生活課	婦人問題連絡会議	婦人問題懇話会	—

県名	主管部課名	行政連絡会議	諮問機関等	行動計画策定状況
静岡県	生活環境部県民生活課婦人対策室	婦人問題対策推進連絡協議会	婦人問題懇話会	—
愛知県	総務部青少年婦人室	婦人関係行政推進会議	婦人問題懇話会	地方計画「婦人のために」
三重県	生活環境部青少年県民課	婦人関係行政推進連絡会議	明日の婦人問題を考える三重県会議	三重県の婦人対策の方向
滋賀県	商工労働部労働課	婦人問題連絡協議会	婦人問題懇話会	—
京都府	民生労働部青少年婦人課	婦人関係行政連絡会	婦人対策推進会議	—
大阪府	企画部府民文化室	婦人問題企画推進本部	婦人問題推進会議	女性の自立と参加を進める大阪府行動計画
兵庫県	生活文化部婦人・家庭室	婦人施策推進連絡協議会	—	—
奈良県	総務部婦人対策課	婦人問題施策推進連絡協議会	婦人会議	—
和歌山県	県民局青少年育成課	婦人問題連絡協議会	婦人問題企画推進会議	和歌山の婦人施策
鳥取県	総務部婦人青少年室	婦人活動連絡担当者会議	—	—
島根県	商工労働部労働訓練課	婦人問題庁内連絡協議会	婦人問題懇話会	島根県婦人行動計画
岡山県	地域振興部県民生活課婦人班	婦人問題行政連絡協議会	婦人問題協議会	—
広島県	民生部青少年婦人課	婦人問題行政連絡協議会	—	—
山口県	企画部県民生活課	婦人問題行政推進協議会	女性問題対策審議会	よりよい社会をめざす山口県婦人行動計画
徳島県	厚生部青少年婦人課	婦人行政連絡協議会	—	—
香川県	民生部婦人児童課	婦人活動推進本部	婦人懇話会	—
愛媛県	福祉部家庭福祉課	婦人対策班	—	—
高知県	福祉部生活部県民生活課	婦人問題推進本部	—	婦人行動計画
福岡県	民生部婦人対策室	婦人関係行政推進会議	婦人問題懇話会	婦人問題解決のための福岡県行動計画
佐賀県	福祉部青少年婦人課	—	婦人問題対策審議会	長期総合計画に盛り込む
長崎県	企画理事付企画主幹	婦人関係行政推進会議	婦人問題懇話会	生きがいを育てる長崎県の婦人対策
熊本県	福祉部生活部生活婦人課	婦人問題行政推進会	—	—
大分県	福祉部生活部青少年婦人課	婦人行政企画推進協議会	婦人問題懇話会	婦人の明日をひらく県内行動計画

県名	主管部課名	行政連絡会議	諮問機関等	行動計画策定状況
宮崎県	企画調整部青少年婦人課	婦人問題行政連絡会議	婦人問題懇話会	—
鹿児島県	総務部県民局婦人青少年課	婦人関係行政推進連絡会議	婦人問題懇話会	鹿児島県婦人対策基本計画
沖縄県	生活福祉部青少年婦人課	婦人関係行政推進会議	—	—
札幌市	市民局青少年婦人部	婦人問題調査研究プロジェクト・チーム	—	—
川崎市	教育委員会社会教育課	婦人問題行政連絡調整会議	—	—
横浜市	企画調整局婦人問題調査等担当	婦人行政連絡調整会議	婦人問題懇話会	—
名古屋市	市民局婦人問題担当室	婦人問題推進協議会	婦人問題懇話会	基本計画
京都府	総務部婦人計画課	婦人問題行政庁内連絡会	婦人問題企画推進協議会	—
大阪府	教育委員会事務局	婦人問題対策推進協議会	婦人問題懇話会	—
神戸市	社会教育部婦人教育課	婦人問題行政推進協議会	婦人問題懇話会	—
広島市	市民局相談部婦人問題担当室	婦人問題行政推進協議会	婦人問題推進懇話会	—
福岡市	民生局福祉部青少年婦人対策課	—	—	—
北九州市	市民局スポーツ青少年婦人対策部	婦人対策協議会	婦人問題懇話会	—
	民生局福祉部総務課	婦人問題推進協議会	婦人問題懇話会	—
		設置数 46県 9市	設置数 35県 7市	策定数 28県 1市

(5 6 . 6 . 1 現在、婦人少年局調べ)

V 統計にみる婦人の現状

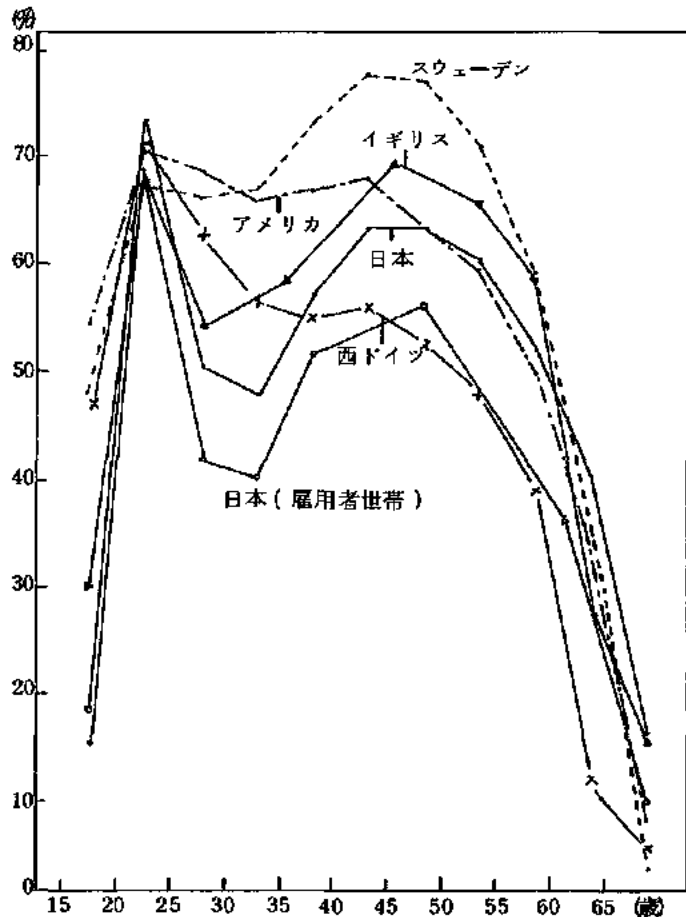
第1表 各国の人口動態に関する動き

国 名	年 次	出生率 (人口千対)	死亡率 (人口千対)	乳 児 死 亡 率	新 生 児 死 亡 率 (出生千対)	周 産 期 死 亡 率	婚 姻 率 (人口千対)	離 婚 率 (人口千対)
日 本	*1) 1980	13.6	6.2	7.5	4.9	11.7	6.7	1.22
ア メ リ カ	1977	*15.3	8.8	14.1	9.9	15.5	*10.1	*5.07
フ ラ ン ス	1977	*14.0	*10.1	*11.4	2) 9.1	*15.8	*6.9	3) 1.20
ド イ ツ 連 邦	1978	*9.3	11.8	14.7	9.3	13.8	*5.4	4) 1.76
オ ラ ン ダ	1978	*12.6	8.2	9.6	6.6	13.0	*6.4	*1.59
スウェーデン	1978	*11.2	10.8	7.8	5.5	9.6	*4.6	*2.44
イ ン グ ラ ン ド	1977	*11.6	11.7	13.8	9.3	17.1	3) 7.3	3) 2.56
ウ ェ ール ズ								

資料出所：労働省「昭和55年 労働経済の分析」

注： 1) *印は暫定数 なお、日本はすべて概数 2) 1975年 3) 1976年 4) 1977年

第1図 各国の年齢別女子労働力率



資料出所：労働省「昭和55年 労働経済の分析」

註) 日本、アメリカ1980年、スウェーデンは1975年、イギリスは1977年、西ドイツは1979年4月の数値である。

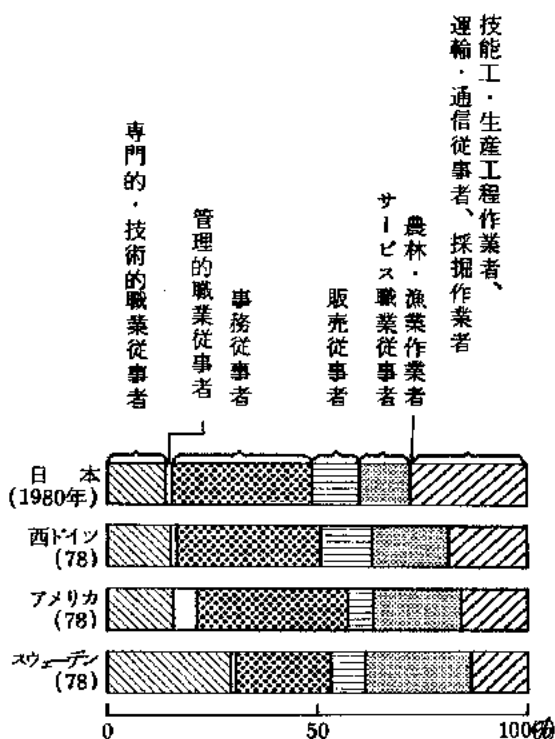
第2表 各国の年齢別有配偶女子労働力率

(単位 %)

年 齢	日本(全世帯)		アメリカ		西ドイツ		スウェーデン	
	74	79	75	79	75	79	就業率	75
年 齢 計	42.5	46.6	44.4	49.4	39.1	40.1	44.6	53.2
15～19歳	29.0	34.2	45.9	51.2	57.9	56.1	37.8	46.9
20～24	34.1	37.2	57.1	61.2	62.1	61.1	49.1	55.1
25～29	29.6	35.2	48.3	57.0	51.2	53.8	48.0	57.1
30～34	36.8	41.7			47.1	49.8	48.3	61.0
35～39	47.9	52.9	52.0	60.3	45.9	49.4	55.9	68.5
40～44	55.4	59.6			46.5	50.0	61.0	74.3
45～49	57.1	59.7	50.2	54.5	45.6	46.4	60.1	74.2
50～54	51.8	54.9			40.3	40.3	54.5	67.7
55～64	40.0	42.0	35.7	37.4	22.0	23.9	35.2	45.0
65歳以上	19.3	20.0	7.2	7.9	5.0	3.6	3.9	4.2

資料出所：労働省「昭和55年 労働経済の分析」

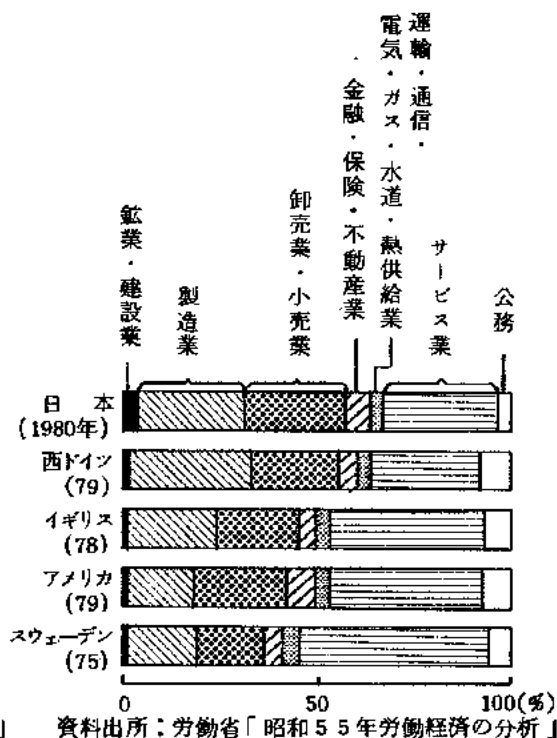
第2図 各国の女子雇用者の職業別構成



資料出所：労働省「昭和55年労働経済の分析」

第3図 各国の女子雇用者の産業別構成

(非農林水産業)



資料出所：労働省「昭和55年労働経済の分析」

第3表 各国の子どもの年齢・数別有配偶女子労働力率（日本、アメリカ、西ドイツ、スウェーデン）

日 本（雇用者世帯）

（単位 ％）

子どもの年齢有無		1974年	79
総	数	335	40.9
末子が6歳未満		19.4	27.8
6～11歳		38.5	44.8
12～14歳		48.5	53.1
15歳未満世帯員なし、 在学者あり		44.4	51.5
15歳未満世帯員および 在学者なし		39.3	44.9

ア メ リ カ

（単位 ％）

子どもの年 齢・有 無	母親の年齢 16歳以上		25～34歳	
	75	79	76	78
総 数	44.4	49.4	49.8	55.2
6歳未満の 子どもあり	36.6	43.2	38.5	43.3
6～17歳の 子どものみ	52.3	59.1	57.4	62.5
18歳未満の 子どもなし	43.9	46.7	78.4	81.5

西 ド イ ツ

（単位 ％）

子どもの年齢・数		1970年	79
総	数	35.3	43.3
18歳未満の 子ども数	0人	35.4	46.6
	1	39.7	45.2
	2	32.1	37.8
	3人以上	31.1	34.9
6歳未満の 子どもあり	計	29.8	33.9
	1人	32.2	36.4
	2人以上	23.4	25.7

スウェーデン（1975年）

（単位 ％）

子どもの 年齢・数	母 親 の 年 齢			
	18歳 以 上	18～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳
18歳未満 子ども数				
計	53.1	54.8	59.1	71.3
0人	44.6	81.6	87.9	83.2
1	68.7	49.9	68.2	76.7
2	60.3	30.5	53.9	70.3
3人以上	50.8	17.2	41.3	58.8
末子の年齢				
7～17歳	72.3	71.0	73.1	75.9
7歳未満	51.0	42.6	51.6	53.2

スウェーデン 就業率（週20時間以上）

（単位 ％）

子 ども の 年 齢 ・ 数		母 親 の 年 齢							
		18歳以上		18～24歳		25～34歳		35～44歳	
		70	75	70	75	70	75	70	75
18歳未満子ども数	計	37.1	42.5	44.2	47.3	39.5	46.6	48.5	57.0
	0人	35.4	37.4	77.5	77.9	80.5	83.8	68.5	75.6
	1	45.8	56.1	36.0	40.4	46.1	57.1	54.3	63.6
	2	35.2	45.2	17.4	21.6	29.4	39.2	44.3	54.0
	3人以上	29.4	35.7	11.1	11.4	23.3	27.4	34.5	42.4
末子の年齢	7～17歳	48.7	57.4	56.7	65.2	52.0	58.2	53.3	60.6
	7歳未満	29.9	37.7	28.9	33.4	30.2	38.5	30.0	37.4

（注）1965年は、16歳以上有配偶女子の16歳未満の子どもに関する数値である。

資料出所：労働省「昭和55年労働経済の分析」

国内ニュース

1. 婦人問題企画推進本部の動き

(1) 『婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画」後期重点目標』の策定

昭和55年9月、本部幹事会において、「国連婦人の十年後半期行動プログラム」の国内への取入れ及び「婦人に対するあらゆる形態の差別の徹底に関する条約」に関する婦人問題企画推進本部申合せの実効を期するため、国内行動計画後半期に重点を置いて推進する事項を後期重点目標としてとりまとめることを決定したが、その後婦人問題企画推進本部において検討を進め、婦人問題企画推進会議をはじめ、広く各方面の意見を参考としつつ、『婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画」後期重点目標』を策定し、56年5月15日、本部会議において決定をみ、同月19日閣議に報告された。

なお、本重点目標の策定に先立ち、総理大臣の私的諮問機関である婦人問題企画推進会議は、56年2月17日、国連婦人の10年後半期に向けての意見をとりまとめ、鈴木総理大臣あて提出した。

本意見書は、婦人の10年前半期において、国・地方公共団体・民間を通じて、男女平等を実現するための努力が着実に進められてきたが、なお、多くの未解決の分野を残しているため、本年から始まる後半期において、我が国が取り組むべき諸課題を明らかにし、実施・実現すべき具体的方策について提言している。

後半期に重点的に取り組むべき課題として、政策・方針決定への参加、教育・訓練の充実、雇用・労務における平等、母性の尊重、家庭と育児の環境整備、女性の健康づくり、老後における生活の安定、農村の女性の福祉、国際協力、婦人に対するあらゆる形態の差別の

の撤廃に関する条約批准のための条件整備の10課題をあげている。

(2) 昭和55年度婦人問題推進地域会議の開催

昨年、デンマークで開催された国連婦人の10年1980年世界会議(1980・7・14～7・30)における決定事項の全国への周知を図るとともに、各地域における国内行動計画に関する今後の取組みに資することを目的として、婦人問題企画推進本部主催による昭和55年度婦人問題推進地域会議が全国3ブロックで開催された。

会議は、北海道・東北・関東地区は11月26日埼玉県嵐山町で、北陸・中部・近畿地区は、11月12日愛知県瀬戸市で、中国・四国・九州地区は12月4日岡山市で開催された。

各地域とも、世界会議日本政府代表団縫田摩子氏、柴田知子氏、大羽綾子氏の世界会議報告を受けて、後半期への展望と課題を中心に熱心な討論が行われた。

(2) 第5回全国婦人問題担当部(局)長会議開催

56年6月16日、総理府講堂において第5回全国婦人問題担当部(局)長会議が開催された。本会議は国内行動計画の普及の一環として、国・地方公共団体の連携を図るとともに、地方公共団体における婦人関係行政施策の総合的推進を促すために、毎年開催されており本年は、27都道府県、4指定都市からの出席者を得て開催された。

会議は、川村総理府副長官の挨拶ののち、婦人問題企画推進会議の委員である西清子氏の「国連婦人の10年後半期に向けて」と題する講演が行われた。続いて、総理府及び各省庁から本部活動について説明が行われた。

2. 第33回婦人週間の実施

労働省主催による婦人週間は、婦人の地位向

上のための特別活動として、昭和24年に設けられたもので、わが国婦人がはじめて参政権を行使した4月10日を記念して、この日に始まる1週間全国的に展開されている。その第33回に当たる本年は、婦人参政権行使35周年を迎え、更に国連婦人の10年の後半期に入るところから、「国内行動計画」に基づく啓発活動の一層の推進を図るため、「あらゆる分野への男女の共同参加——家庭で職場で地域社会で——」をテーマとして実施した。

4月10日～16日の運動期間中、各種の講演会、討論会等を開催したほか、婦人問題に関する相談活動や活動事例の収集等本運動の趣旨に沿った多彩な行事が実施された。また、ポスター、リーフレット、パンフレットの配布や新聞、テレビ等による広報活動が全国的な規模で展開された。

3. 第6回日本婦人問題会議の開催

労働省主催による第6回日本婦人問題会議は、56年5月29日、サンケイ会館において、全国各地から約750名の参加者を得て、「あらゆる分野への男女の共同参加」をテーマに開催された。

本会議は、昭和51年以来、「国内行動計画」の趣旨に沿って、個人・団体等における婦人問題に関する調査、研究、実践等の自発的活動を促すことを目的に開催しているが、本年は家庭をはじめ、職場、地域社会で男女が共に役割と責任を果たし、政治・経済・社会・文化等、国民生活のあらゆる分野へ相互理解と協調に基づく男女双方の参加を進めることをねらいとして、活動事例の発表と全体討論が行われた。

活動事例の発表は、愛媛の永井民枝氏の「農村のくらしー35年の変遷の中でー」、東京の荒木敦氏の「専業主夫になって」、神奈川の国際婦人年世界行動計画神奈川学習会（新井通子

氏）の「後半期行動の指針をもとめてー男女両性の共同とはー」の3件、全体討論は、司会兼講師に評論家樋口恵子氏、講師に金城学院大学教授天野正子氏、同群馬大学教授山口富造氏、男性の立場から、意見発表者として、団体職員渡辺真氏、保父高根沢昭氏、新聞記者ゲブハルト・ヒールシャー氏の3氏が参加、これに会場の参加者を加え、活動経験の交流、意見交換が活発に行われた。

4. 昭和56年家内労働旬間の実施

家内労働者の労働条件は一般的に恵まれないので、その労働条件の向上を図るため、労働省では、家内労働法に沿って、家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定、安全衛生の確保など多岐にわたり家内労働対策を推進してきたところである。しかし、家内労働者は就労場所が各自の自宅に分散しており、しかも、就労実態が浮動的であること等のため、なお、家内労働法の趣旨・内容が十分浸透しておらず、家内労働者の労働条件の改善は遅れがちである。

このため、家内労働法の周知徹底と遵法意識の高揚を図り、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を一層促進することを目的として、毎年家内労働旬間を実施しているが、本年は5月21日～31日、「家内労働手帳の普及と家内労働による災害の防止」を目標に実施した。

運動期間中、各種資料の配布、新聞、テレビ、ラジオ等報道機関を通じての広報活動をはじめ、地域別関係行政機関連絡会議の開催、委託者に対する集団指導、監督指導の実施、家内労働者に対する法の周知、指導及び相談等が全国的規模で展開された。

5. 週休2日制等労働時間対策推進計画の策定

婦人の職業と家庭責任の両立を図るうえで、労働時間短縮により労働環境の整備が進むこと

が望ましいが、労働時間、週休2日制については、昭和54年8月に閣議決定された新経済社会7カ年計画、第4次雇用対策基本計画において、昭和60年度までに欧米先進国並みの水準に近づけることが掲げられ、労働省としてもこの目標を具体化するため、55年12月に「週休2日制等労働時間対策推進計画」を策定した。本計画の骨子は次のとおりである。

① 実情に応じた年間総労働時間の短縮

労働時間の実情は、産業、企業規模により異なるので、それぞれの実情の違いに応じ、制度面あるいは実態面において改善を進める必要があり、労使の話し合いによる適切な対応がなされることが適当である。

② 労使の役割

労働時間の短縮は、従来主として、労使の自主的努力によって進展してきたものであり、今後においても労使の積極的、自主的取り組みがその基盤となるべきものであるので、労使の一層の自主的努力が求められている。

③ 行政の役割

行政としては、週休2日制の普及促進、年次有給休暇の完全消化、労働時間問題に対する労使のコンセンサスの形成、改善の遅れている中小企業に対する指導に重点を置いた行政指導を展開することにより、労使の自主的努力を援助促進することとする。

なお、労働時間は、国民の生活慣習等と密接に関連しているため、国民の利便との調整を考慮に入れることが必要であるとともに、国民一般の理解と協力が必要であるとしている。

6. 売春対策審議会の動き

売春対策審議会（本田宗一郎会長）は、最近社会問題となっているいわゆる「観光買春についてその防止策を検討してきたが、56年3月2日、総会を開催し、日本人の海外旅行時にお

けるいわゆる集団買春行為が内外から批判を受けているが、このような事態は、1日も早く改善されなければならないとして、旅行業者に対する指導監督の強化、国際観光旅行の健全化を図るための関係国間の協力の強化等を要旨とする観光買春対策の強化について要望書を取りまとめ、同日、内閣総理大臣あて提出した。

また、5月28日開催された総会において、今後、トルコ風呂対策、性病予防対策、薬物乱用対策について担当委員、専門委員（必要に応じ適任者を任命）及び関係省庁担当者によるプロジェクト・チーム方式で年間位かけて検討することを決定するとともに、「売春防止対策の重要性を認識し、実態に対応した有効な対策を具体的施策として幅広く、積極的に推進し、売春防止法の趣旨の徹底を図る。」旨の要望書を内閣総理大臣あて提出した。

7. 第3次職業訓練基本計画の策定

第3次職業訓練基本計画が56年4月28日策定された。

同計画は、産業構造の転換、技術革新等が一層進む一方、高齢化社会への移行、国民生活の質的充実をゆさぶる国民意識の変化等の状況に対応して、労働者が職業生活の全期間を通じて必要な段階での適切な職業訓練を受けられるよう生涯訓練体制の整備をねらいとして、策定されたもので、特に来たるべき本格的な高齢化社会に向けての準備を確実なものとするため、中高年齢者の職業能力の開発向上を基軸に職業訓練行政を展開していくことを計画の課題としている。

これらの課題に沿って同計画が明らかにしている基本的施策として、まず、民間の活力の発揮による能力開発の積極的推進、経済社会情勢の変化に即応した公共職業訓練の推進、職業訓練推進のための基盤の整備、職業能力評価体制

の整備と技能尊重気運の醸成、職業訓練分野における海外技術協力の推進等をあげるとともに、重点的に対応を要する分野における職業訓練の拡充をあげている。

重点的に対応を要する分野における職業訓練の拡充については、中高年齢者に対する職業訓練、心身障害者に対する職業訓練とともに、女子等に対する職業訓練について、次のように指摘している。

女子労働者の増加に加え、勤続年数の伸長、就業分野の拡大等その質的变化がすすむなかで、今後専門的な技能を身につけたいという女子労働者の意欲は一層高まると考えられる。

このため、女子向けに設置されている公共職業訓練施設をはじめ、一般の公共職業訓練施設においても、そのニーズに応じた訓練科目への転換、施設面での整備等をすすめ、女子が職業訓練を受講しやすい体制を整備する。また、多様な就業志向に応えるための就業や能力開発に関する相談等女子に対する就業援助体制の整備、在職女子労働者の職業訓練受講機会拡大のための事業主等に対する啓蒙指導等に努め、女子労働者の増加に対応した職業訓練の充実強化に努める。

8. 第94回通常国会（昭和55年12月22日開会、56年6月6日閉会）において成立した主な婦人に関連ある法律

(1) 所得税法の一部改正

所得税法の一部改正案が3月31日成立した（公布3月31日施行4月1日）。

主な改正点は次のとおりである。

配偶者控除又は扶養控除の適用を受けられる給与所得等の所得限度額を現行20万円から29万円に引き上げる。また、妻と死別、または、離別した者（寡夫）のうち、一定親族があり、年間所得が300万円以下の場合

は、寡婦控除と同額23万円の所得控除を認める。

(2) 国民年金法等の一部改正

昨今の社会経済情勢にかんがみ、福祉年金の額の引上げを図るとともに、児童扶養手当、特別児童扶養手当等及び児童手当の額の引上げを行い、あわせて厚生年金保険、船員保険及び国民年金の昭和56年度における物価スライドの実施時期を繰り上げることにより、老人等の福祉の向上を図ることを目的とする国民年金法等の一部改正案が6月15日成立した（公布5月25日、施行8月1日、ただし、児童手当関係は10月1日）。主な改正点は次のとおりである。

1) 国民年金法に関する事項

老齢福祉年金の額を270,000円（月額22,500円）から288,000円（月額24,000円）に引き上げること。

母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を351,600円（月額29,300円）から374,400円（月額31,200円）に引き上げること。

2) 児童扶養手当法に関する事項

児童扶養手当の額を児童1人の場合月額29,300円から31,200円に、児童2人の場合月額34,300円から36,200円に、それぞれ引き上げること。

3) 児童手当法に関する事項

市町村民税の所得割の額のない者に支給する児童手当の額を月額6,500円から7,000円に引き上げること。

(3) 母子福祉法の一部改正

母子福祉法の適用範囲を寡婦（配偶者のいない女子であって、かつて配偶者のいない女子として児童を扶養したことのある者）にもひろげ、寡婦の福祉の向上を図ることを目的とする母子福祉法の一部を改正する法律案が

6月5日成立した(公布6月11日、施行57年4月1日)。主な改正点は次のとおりである。

○ 法律の題名を「母子及び寡婦福祉法」に改めるとともに、法律の目的、基本理念、国及び地方公共団体の責務及び自立への努力を寡婦についても規定し、寡婦に対しても母子家庭の母に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

○ 母子相談員は、寡婦に対しても、身上相談に応じ、その福祉の増進に努めるものとする。また、福祉事務所においては、寡婦の福祉に関し、必要な実情把握に努めるとともに、相談に応じ、必要な調査及び指導等を行うこと。

○ 国または地方公共団体の設置する売店等の優先許可、専売公社によるたばこ小売人の優先指定、母子福祉施設の利用に関する適用を寡婦に対しても拡大する。

○ 母子相談員その他母子家庭の福祉に関する機関及び公共職業安定所は、寡婦の雇用の促進に関して相互に協力しなければならない。

○ 寡婦福祉資金の貸付け事業について規定することとし、貸付け対象は、寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子であって、現に児童を扶養していない者とする。

(4) 児童福祉法の一部改正

いわゆるベビーホテル等の無許可の児童福祉施設の中には、安全面について問題のあるものがみられるところから、厚生省は昭和55年11月に実態調査を、また、56年3月に安全衛生面等を中心とする一斉点検を実施したが、これらの結果を踏まえ、ベビー・ホテルに対する指導を強化することをねらいとして、無許可の児童福祉施設に対する厚生大臣及び都道府県知事の報告徴収及び立入調査の権限を設ける等を主な内容とする児童福祉法

の一部改正案が6月5日成立した(公布6月15日、施行6月25日)。主な改正点は次のとおりである。

○ 厚生大臣または、都道府県知事は、無認可の児童福祉施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、またはその施設に立ち入り、その施設若しくは運営について、必要な調査若しくは質問をすることができることとされた。

○ 厚生大臣は、都道府県知事と同様に無認可の児童福祉施設に対して、事業の停止または施設の閉鎖を命ずることができることとされた。

○ 厚生大臣または都道府県知事に対する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、または質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は20万円以下の罰金に処する。

2. 厚生省におけるいわゆるベビー・ホテル対策の実施

児童福祉法の一部改正のほか、以下の行政指導を行い、いわゆるベビー・ホテル問題に対処することとし、厚生省児童家庭局長から都道府県知事、指定都市市長あて、それぞれ通達された。

(1) ベビーホテル問題に対応するための乳児院の活用等について

○ ベビーホテルに長期間入所している児童に対する特別措置について

ベビーホテルに預けられている児童の中には、長期間にわたり保護者が家庭に引き取らず、ベビーホテルで生活している事例が報告されている。このような児童については、本来24時間収容を予定している児童福祉法上の児童福祉施設である乳児院、養護施設等に預けることが望ましいと考え

られるので、今回特別措置として実情を調査のうえ、必要に応じて乳児院、養護施設等に収容する。

○ 乳児院における短期入所措置について

乳児院においては、一般的には1ヵ月以上の期間入所を必要とする児童を措置するのが通例になっているが、乳児院では、1ヵ月未満の短期間の入所需要にも対応する必要があるため、入所手続き等について所要の改正を行うものとする。

(2) 無認可保育施設に対する指導監督について

○ 児童福祉法が一部改正され、厚生大臣及び都道府県知事の無認可児童福祉施設に対する報告徴収及び立入調査の権限が設けられたことに伴い、特に問題の多い無認可保育施設に対する指導監督を行うこととした。

○ 上記の指導監督は、無認可保育施設に対して、保育所に関する児童福祉施設最低基準を直ちに適用することは影響が大きいと考えられるので、当面の対策として最低基準とは別に無認可保育施設の指導基準を定め、少なくともこれに適合するよう所要の指導を行うとともに適合しない施設に対しては、事業停止または施設閉鎖の措置を講ずることとする。

(3) 夜間保育の実施について

保育所における夜間保育については、児童の心身に与える影響等を考慮し、従来実施していなかったところであるが、近年の婦人就業の多様化に伴い、夜間保育に対する需要が増加し、いわゆるベビーホテルの利用を招来している実態がみられるところから、新たな試みとして、大都市及び夜間保育についての需要の多い都市においてモデル的に夜間保育事業を56年10月1日から実施することとする。保育時間は概ね8時間とし、おおそ午後10時までとする。

(4) 延長保育特別対策の実施について

保育所の保育時間は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）に基づき1日につき8時間を原則とし、その地方における乳児または乳児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長が定めることとされているが、保護者の勤務時間通勤時間等を考慮し若干の時間延長に対応できるように、職員配置等が定められているところである。

しかし、近年、大都市及びその周辺において、保護者の就業形態の多様化、通勤時間の延長等に伴い、保育時間の延長に対する需要が増大し、いわゆるベビーホテルの利用を余儀なくされている実態もみられるため、都市及びその周辺であって延長保育を要する児童の多い地域において午前7時頃より午後7時頃までの延長保育を56年10月1日より実施することとした。

10. 男女別定年制、結婚退職制等の改善状況

合理的理由のない男女別定年制、結婚・妊娠・出産退職制等女子のみに適用される退職制等の解消については、従来から啓発指導を行ってきたところであるが、昭和52年6月、改善年次計画を策定し、積極的に行政指導を展開してきた。

計画の内容は、計画期間を通じて広く男女別定年制等の解消について労使に対し、行政指導を行うとともに、特に、年次別に次のような重点を定めている。

① 昭和52年度においては、行政指導対象の実態は握を行う。

② 昭和53、54年度においては、男女別定年制のうち、女子の定年年齢が40歳未満のもの及び結婚・妊娠・出産退職制等の解消を図る。

③ 昭和55、56年度においては、男女別定

年制のうち、女子の定年年齢が55歳未満のもの解消を図る。

2,700 (500)

この計画に基づき52年度中に実態は握を行い、53年度から具体的な改善指導を推進してきており、55年度は、差別的制度を有する企業のうち、女子の定年年齢が55才未満の男女別定年制のある企業を重点に集団指導を実施するとともに、必要に応じ企業を訪問して個別指導を実施する等、積極的に行政指導を展開した。その結果、全指導対象企業18,600企業のうち5割強の9,900企業において差別的制度が廃止され、このうち女子の定年年齢が40歳未満の男女別定年制又は結婚・妊娠・出産退職制等のある2,800企業の8割強を占める2,300企業において差別的制度がそれぞれ廃止された。なお、直ちに解消することが困難な企業にあっても定年年齢の引上げ、改善計画の策定などが行われた。

これまでの改善状況は次のとおりである。()内の数字は、女子の定年年齢が40才未満の男女別定年制又は結婚・妊娠・出産退職制等のある企業である。

- (1) 55年度末までにおける指導対象企業数
18,600 (2,800)
 - イ 53年度当初指導対象企業数
14,600 (2,400)
 - ロ 53～55年度末までの新規は握企業数
3,900 (400)
- (2) 55年度末までにおける改善企業数
 - イ 差別的制度を廃止した企業数
9,900 (2,300)
 - ロ 男女差別は残っているが、女子の定年年齢を55歳以上に改善した企業数
500 (ー)
 - ハ 女子の定年年齢は55歳未満であるが、何らかの引上げを行った企業数
700 (200)
 - ニ 改善計画を作成した企業数

11. 雇用政策調査研究会「労働力需給の長期展望」をとりまとめる。

労働大臣の私的諮問機関である雇用政策調査研究会(馬場啓之助会長)は、昭和65年までの労働力需給と昭和75年までの労働力供給の展望を明らかにするとともに、今後の長期的な雇用政策の方向を検討してきたが、6月24日労働力需給に関する長期展望に関する報告書をまとめ、労働大臣あて提出した。

報告書によると、労働力人口は、昭和55年は5,650万人であるが、今後定年延長の一般化、女子の社会進出などにより、労働力人口は増え、昭和65年には、6,140万人(年率0.8%増)、76年には6,410万人(年率0.4%増)程度になると見込まれる。

とりわけ、高齢者の割合が増え、55歳以上の労働力人口は55年の16.1%から、65年には20.3%、さらに75年には23%にまで達する見通しである。逆に、30～44歳層の労働力人口に占める割合は今後減少し続け、55年の38.4%から65年には34.8%、75年には30.2%にまで落ち込むことが見込まれる。

このように高齢者を中心に、増える労働力人口をどのように労働市場に吸収するかという労働力需給については、今後第3次産業の就業者がサービス業を中心に堅調に増加し、就業構造の第2次産業化、サービス経済化が一層進展するため、65年に至る間、安定成長を持続する限りにおいて完全雇用は可能であるとの見通しを立てている。

今後の雇用政策の基本的方向として、適正な経済状態の確保、労働市場の円滑な調整、高齢者の就業機会の確保、産業構造の変化や技術革新への対応等をあげているが、女子の職場進出への対応としては、女子の就業希望の実態を考慮した雇用管理や労働条件の整備等を提言し

ている。

12. 中央教育審議会「生涯教育について」答申

文部大臣の諮問機関である中央教育審議会（高村象平会長）は6月12日、「生涯教育について」答申をまとめ、文部大臣あて提出した。答申は、去る52年6月、「当面する文教の課題に対応するための施策について」の文部大臣の諮問を受け、爾来、小委員会により検討を重ねてきたものである。

答申では、乳幼児から高齢期までの各時期における学校、家庭、社会教育を通じた課題を生涯教育の観点から指摘、①成人に対し、学校教育を開放し、特に、大学をはじめとする高等教育の制度、運用を弾力化、柔軟化する。②都道府県毎に、「生涯教育センター」を整備するなど、学習情報の提供、相談体制を充実する。③社会とのつながりの弱さや子供に対する過保護、しつけの不足などがみられる家庭の教育機能を高めることなどを提言している。

13. 法務省「国籍法」の改正を法制審議会に諮問することを決定

国籍法の改正については、後期重点目標において、父母両系の血統主義を採用する方向で検討を行うことを明らかにしている。現行の国籍法は、特に婦人に対する差別の撤廃に関する条約第9条との関係において、父母両系主義の採用、帰化条件の男女平等化が検討すべき事項としてあげられていたが、法務省は、これらの問題点を中心に、国籍法の改正を10月に開催が予定されている法制審議会総会に諮問、58年の通常国会に国籍法改正案を提出する方針を明らかにした。

判 例

(1) 日産自動車事件

（昭和56年3月24日、最高裁）

本事件は定年を男子満55歳、女子満50歳（昭和48年4月1日以降は男子60歳、女子55歳）と定めた就業規則の適用を受け退職を命ぜられた女子労働者が、5歳差の男女別定年制は民法90条により無効であると主張したものである。

女子労働者からの地位保全を求める仮処分申請では、第一審、第二審とも労働者側が敗訴（5歳の定年の差は女子従業員を著しく不当に差別するものではない）したが、雇用存続等確認をもとめる本訴では第一審、第二審ともに労働者側が勝訴（本件男女別定年制は女子労働者を理由もなく差別するもので、企業経営上の合理性は認められず社会的な妥当性を著しく欠くものであるから公序良俗に反し無効）し、これを受け会社側が上告していたものである。判決は、原判決に所論の違法なく、会社側主張論旨はいずれも採用することができないとして上告を棄却した。

判旨）上告会社の男女別定年制に合理性があるか否かにつき上告会社における女子従業員の担当職種、男女従業員の勤続年数、高齢女子労働者の労働能力、定年制の一般的現状等諸般の事情を検討した結果、上告会社においては、女子従業員の担当職務は相当広範囲にわたっていて、従業員の努力と会社の活用策いかんによっては貢献度を上げる職種が数多く含まれており、女子従業員各個人の能力等の評価を離れて全体を貢献度が上がらないと断定する根拠はないこと、また、女子従業員について労働の質が向上しないのに、実質賃金が上昇する不均衡が生じていると認めるべき根拠はなく、少くとも、60歳前後まで男女とも通常の職務であれば、企業経営上要求される職務遂行能力に欠けるとして、一律に不適格とみて企業外へ排除するま

での理由はないなど上告会社の企業経営上、定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由は認められないとした原審の認定判断は正当として是認できる。したがって、原審の確定した事実関係のもとにおいて、上告会社の就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことと帰着するものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条の規定により無効であると解するのが相当である。

(2) 国籍存在確認請求事件

(昭和56年3月30日、東京地裁)

本件は、アメリカ合衆国籍を有する父親と、日本国籍を有する母親との間に、日本国内で生まれた子供を、日本人として養育する意志で、出生届をするとともに、母親の戸籍に入籍させようと申し出たところ、国籍法第2条の規定により、出生により日本国籍を取得できず、母親の戸籍に入籍できない旨の通知があったため、子供を原告として国を相手取って、原告が日本国籍を有することを主張したものである。本件について東京地裁第3民事部で、56年3月30日原告の請求を棄却する旨の判決が出された。

判旨) 国籍存在確認事件について原告は、①日本国籍の取得について、親子関係を基礎とする血統主義を原則とし、補充的に生地主義を採用している国籍法第2条は、憲法14条にいう性による差別の禁止に違反すること、②本件のような場合、子供に生来の日本国籍を取得させようとする、国籍法第2条3項にいう「父の知れない場合」に該当させる以外になく、このような公序良俗に反する結果を生じさせる国籍法第2条1号ないし3号の規定は、憲法第13条及び第24条2項に違反すること等により、国籍法は違憲であると訴えた。

これに対して、国籍法の父系優先血統主義の

父母の性別による差別は、重国籍防止における必要性及び有用性があり、また、日本人の母の子で日本国籍を取得できない者について簡易帰化の途で開いており、これにより著しく不合理な差別であるとする非難をかりうじて回避できる。

たしかに、一切の差別を設けず、しかも国籍法の抵触が生じない制度が理想であることは当然であるが、国籍法制定時から諸般の事情が相当変化している今日の状況下では、父系優先血統主義に代えて、重国籍を防止しながら、父母両系血統主義を採用することがなおできないかどうかは、十分考慮に値するが、現行の制度が著しく不合理なものであるとまでいえない以上、これは将来にわたり、いかにするかは、立法政策の問題である。

したがって、国籍法第2条1号ないし3号の規定は、出生による日本国籍の取得について、父母のいずれが日本人であるかによって差別を設けているが、これが憲法に違反するものとはいえないとの判断を示したものである。

注) なお、東京地裁においては、同日付で上記判決を含め同内容の2件の国籍存在確認事件について請求を棄却する旨の判決が出されている。

(3) パートタイマー主婦の労災事故損害賠償請求訴訟事件(昭和56年5月15日、横浜地裁)

パートタイマーとしてプレス加工に従事する主婦が作業中プレス機械にはさまれ、右手第2第3指を第2関節から切断した事故で、会社を相手どって損害賠償請求訴訟を起した事件について、横浜地裁は、パートタイムの主婦の作業中の事故に対する損害賠償は、パートタイマーとしての低い賃金を基準にするのではなく、パートタイムのプレス工として働く一方、家事労働に従事している主婦としての立場を考慮して、全女子労働者の平均収入額を基準にすべきであ

り、原告は事故当時から稼働可能な67歳までの23年間35%の労働低下をきたしたとして、原告の主張をほぼ認める判断を示し、逸失利益7,116,661円、慰籍料250万円、弁護士費用として80万円、合計10,416,661円からすでに原告に支払われた労災保険金869,436円を差し引いた9,547,225円を支払うよう命じた。

判旨) 被告は、雇用契約に基づき、原告に機械による作業に従事させていた以上、作業から生ずる危険が原告に及ぶことがないようにその安全配慮をする義務がある。しかし、当初本件機械に取りつけられていた安全装置が、事故発生時、取り外されていたにもかかわらず、そのままの状態で放置し、作業に従事させていたものであり、被告は債務不履行に基づく損害賠償責任を免れえない。

また、原告は、本件事故当時、44歳の女性で、パートタイムのプレス工として勤務するかわら、夫と子供4人(男子3人、女子1人)の1家6人の家庭の主婦として、家事労働に従事していた事実が認められる。

このような立場にある原告の逸失利益を算定するにあたっては、女子の平均賃金を斟酌して、その収入額を定めるのが相当と解する。

資料室

1. 昭和55年国民生活実態調査

厚生省は、昭和55年国民生活実態調査をとりまとめた。本調査は、全国の世帯及び世帯員を対象に55年9月1日現在の国民生活の状況を所得源及び所得総額等により調査し、国民各層の生活実態を把握することをねらいとしている。

調査結果の中から、婦人に係るものを取り上げてみると、夫婦がいる世帯で4世帯に1世帯

は、妻が常雇として働いており、妻の所得は28%(137.7万円)を占めている。世帯主の年齢階級別には、40~49歳、50~59歳層に婦人常雇者のいる割合が高くなっている。また、婦人パートタイマーのいる世帯は全世帯の7.7%で、年齢階級別には、40~49歳層が最も多く、生活意識別にみても、「苦しい」、「やや苦しい」が多い。

2. 昭和55年人口動態の概況

厚生省は、56年6月1日、55年1年間に区役所などの戸籍窓口提出された出生、死亡、婚姻届などをまとめ55年の人口動態の概況を発表した。

<出生>

出生数は157万7千人で、54年より6万6千人減少して49年以降7年間減少が続いている。また、出生率は、人口千対13.6でひのえうまの41年の13.74を下回り、明治33年以来の人口動態統計上での最低率である。

<死亡>

死亡数は、72万3千人で、54年より3万3千人増加し、死亡率は、人口千対6.2で54年よりやや上昇した。死因は1位脳血管疾患、2位悪性新生物、3位心疾患の順である。

乳児死亡率は出生千対7.5で、44年以降減少が続いている。また、死産率は、出産千対46.8であった。

<婚姻・離婚>

婚姻数は77万5千組で、54年度より1万4千組減少し、婚姻率は、人口千対6.7で人口動態統計上最低率であった。離婚数は14万2千組で、54年より6千組増加し、離婚率は、人口千対1.22であった。

人口動態総覧 対前年比較 1)

	実 数		率 2)		平均発生間隔	
	昭和 5 5 年	昭和 5 4 年	昭和 5 5 年	昭和 5 4 年	昭和 5 5 年	昭和 5 4 年
出 生	1,576,878	1,642,580	13.6	14.2	.20	.19
死 亡	722,792	689,664	6.2	6.0	.44	.46
自 然 増 加	854,086	952,916	7.3	8.3	...	...
乳 児 死 亡	11,840	12,923	7.5	7.9	44.31	40.40
死 産	77,444	82,311	46.8	47.7	6.48	6.23
婚 姻	774,707	788,505	6.7	6.8	.41	.40
離 婚	141,692	135,250	1.22	1.17	3.43	3.53

注 1) 昭和 5 4 年は確定数である。

2) 出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚率は人口千対、乳児・新生児・周産期死亡率は出生千対、死産率は出産(出生+死産)千対。

率算出に用いた人口：昭和 5 5 年国勢調査抽出速報集計結果 日本人人口 116,211,800 人 (総理府統計局)

昭和 5 4 年 10 月 1 日現在推計日本人人口 115,465,000 人 (総理府統計局推計)

3. 昭和 5 5 年労働経済の分析

労働省は、昭和 5 5 年労働経済の分析をとりまとめ、7 月 7 日の閣議に報告し、了承を得た。

本年は、①昭和 5 5 年の労働経済の動向を分析するとともにやや長期的な視点から、②労働生産性をめぐる問題と、③女子雇用問題について検討を加えている。

女子雇用問題については、女子労働者増加の実態と背景について分析を行っている。その概略は次のとおりである。

(女子労働者増加の実態と背景について)

この 10 年間、我が国の女子雇用者の増加率は男子労働者の増加率を上回っており、その原因としては、基本的には労働力需要の増加によるが、供給側の要因としては、①家事・育児負担の軽減、②短時間労働者の増加、③所得動機による就業希望、④高学歴化などが影響している。女子雇用者の増加率が男子を上回る傾向は欧米諸国でも等しくみられる。

女子雇用者の増加に伴って、女子の労働力率も各年齢層で高まっている。女子の年齢別労働力率は、結婚・出産期に先立つ年齢で高いこと

は各国で共通しているが、結婚・出産期に低下しない国(スウェーデン、アメリカ)と低下する国とに分かれる。低下する国のうち、結婚・出産期を経た後上昇に転ずる国(日本、イギリス)と上昇しない国(西ドイツ、フランス)に分かれる。結婚・出産期の低下幅は、日本が最も大きい。

女子雇用をめぐる問題としては、まず、職業意識の変化があげられる。わが国の女性の職業意識について、47年から54年にかけて、女性の職業に関する意識がどのように変化したかをみると、「結婚するまで、職業をもつほうがよい」とする考えが減少して、「子どもができてずっと職業を続けるほうがよい」とする考えが増加している。しかし、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつほうがよい」とする考えが最近でも最も多い。

女性が職業をもつに必要な条件は、ほぼ2分の1の女性が条件が整っていないとみており職業生活の継続を希望しながら、現実には、家事・育児負担のために職業生活を中断する女性も少なくない。

(勤続年数の長期化)

雇用の場において女子が男子と異なる取扱いを受ける要因の一つには、女子が結婚、出産あるいは育児期に退職すること、また、その結果、勤続年数が短いことが上げられる。しかし、近年女子の勤続年数は長期化してきており、一部の企業では、出産後の育児休業、退職後の再雇用制度を設ける企業もみられる。(女子大卒者の就職)

大卒女子の就職は男子に比べ採用企業が少なく、また、企業の方針(大卒女子の採用計画のある企業の割合の比較的高い業種—卸売・小売業・金融・保険・不動産業)と、大卒女子の希望する業種(官公庁、出版、マスコミ、商社、サービス業)にギャップがみられるため、大卒女子の就職率は低い。

(男女平等法制定の動き)

1970年代には、世界的に雇用における男女差別を訴える動きが広まった。アメリカ、カナダ、ヨーロッパのいくつかの国では、すでに男女雇用平等に関する法律が施行されている。

[パートタイム労働者の増加と問題]

近年、女子パートタイム労働者の増加が著しい。週間就業時間が35時間未満の非農林雇用者は256万人(55年)で女子雇用者全体の19%を占め、高度成長期からほぼ一貫して増加している。欧米諸国でも1960年代後半から70年代にかけて短時間労働者の増加が目立っており、短時間労働者の女子労働者に占める割合は、イギリス、スウェーデン、デンマークでは40%を超えている。しかし、アメリカでは、近年フルタイム労働者が増加し、この割合は低下する傾向にある。

パートタイム労働者の就業分野は、技能工・生産工程作業、販売従事者、サービス職業従事者に多く、専門的・技術的職業従事者に少ない。一方、欧米諸国では、短時間労働者はサー

ビス職業従事者、販売従事者に多いほか、教員や医療保険従事者など専門的・技術的職業従事者にも比較的多い。

年齢別には、35～45歳層に多く、中年層の占める割合が高いが、欧米諸国についてみると、スウェーデンでは各年齢層に広く分布しており、アメリカでは若年層の割合が高い。

パートタイム労働者の労働時間をみると、週平均実労働時間は32時間程度とみられ、35時間を超えるものも少なくない。これに対して、欧米諸国のパートタイム労働者の週平均労働時間は20時間程度と短く、20時間未満の短時間労働者の占める割合が高い。

パートタイム労働者の就業意識をみると、現在の勤務先を選んだ理由は、「勤務時間帯・日数が生活の都合と合っているから」が多く、また、一般社員、正社員に「変わりたくない」とする者が8割弱と多い。

4. 都市生活に関する世論調査

東京都は、55年末、都内に住む20才以上の男女3,000人を対象に暮らし向き、家庭、仕事等都市生活についての調査を実施した。

調査結果によると、暮らしについては、1年前より「苦しくなった」が36%、「変わらない」が56%、「楽になった」が5%であった。

都民の描く理想の家庭像については、「役割分担型」(父親は仕事、母親は家庭を守る)が最も多く35%、次いで「夫婦自立型」(父親、母親とも自分の仕事や趣味に打ち込む)が24%、「家庭中心型」(父親は家庭にも気を遣い、母親も家庭に専念する。)、 「夫唱婦随型」(父親は一家の主人として威厳を持ち、母親は父親をより立ててつづす。)がそれぞれ17%であった。これを年齢別、性別にみると、役割分担志向は30～50歳の男性に多く、これに対し、20歳の女性は「夫婦自立型」(33%)が「役割分担型」(29%)を上回っている。

仕事と余暇の関係では、60%が仕事志向で、特に30～50歳代の男性では77～87%が「仕事が重点」と答えている。

近年、その必要性が言われている生涯学習については、「何らかの勉強をしてみたい」ものが83%となっている。

婦人の登用

1. 官公庁における婦人の登用

(1) 東京都福祉局長に金平輝子氏

東京都では、昭和56年6月16日付で福祉局長に金平輝子さん(54歳)を発令した。金平さんは、昭和22年日本女子大学を卒業、25年に東京都に入り、民生局婦人相談所長、心身障害者福祉センター心理・精薄科長を経て、昨年、福祉局次長と一貫して福祉畑を歩いてきた。

都の女性の局長クラス的人事では、46年にNHK解説委員から民生局長(現福祉局長)に就任した縫田晴子さん、47年に中央図書館長となった貞閑晴さんに次いで3人目である。

(2) 国立大学、国会事務局に初の女性課長誕生

56年6月東京大学の庶務部学務課長に初の女性課長(河野愛氏)が任命された。学務課長は、東大の各学部、大学院の学務を統括する重要なポストである。

また、7月1日、参議院記録部速記第四課長に大野恭子氏(58歳)が任命された。議会政治が始まって91年、史上初めての国会事務局の女性課長である。

(3) 大蔵省、外務省における女性の採用

大蔵省では、56年度・新規採用者(上級職)24名中女性1名を採用し、理財局国債課に配属した。これまで、同省では、女性の

上級職職員を3名採用しているが、すべて調査部門で、理財局のような現業部門への配属ははじめてである。

また、外務省が52年に20年ぶりに採用した女性の上級職外務公務員(楠田かおるさん26歳)が56年7月23日、任地シンガポール大使館に着任した。楠田さんは、本省で1年オックスフォード大学で二年間の研修を積んで正式の外交官としての第一歩を踏み出した。

なお、外務省では、52年度に外務公務員(上級職)として2名の女性を採用して以来、53年度2名、54年度1名、55年度3名が採用されている。

(4) 横浜税関取締り検査官、航空管制官等の新分野への女性の進出

輸出入国全国1位の横浜税関に全国で初めて宮沢澄江さん(21才)ら2名の女性取締り検査官が昭和56年7月、誕生した。検査官の主な仕事は、入港する外国船を調べたり、輸入の取締り等で、従来、男性の職域とされていた分野である。

また、昨年2月、45.6倍の難関を突破し、女性として初めて航空大学校に合格した6名のうち、多尾とも子さん(23才)ら2名の女性が4月1日正式の管制官として発令された。

このほか、明治以来、女人禁制であった陸上自衛隊中央音楽隊に、初めて女性隊員(国立音楽大卒・細田幸江陸士長23才)が誕生した。

(5) 刑務官・入国警備官・高卒税務職員、女性に門戸開放

56年1月29日、法務省、国税庁が、刑務官、入国警備官、高卒税務職員について56年度から女性にも門戸を開放する方針を決め、これを受けて、3月5日に人事院が発表した56年度の国家公務員の採用試験計画の中で

これらの受験資格を女性にも広げることにした。この門戸開放は、婦人問題企画推進本部が、国家公務員の子受験制限の見直しを打ち出したのに答えたものである。

これによって、男性だけに受験資格が限られているのは初級試験の郵政事務Bだけになった。

(6) 神戸商船大学、女性へ門戸開放

従来、女子学生が入学できなかった神戸商船大学では、昭和56年8月9日米春の入学試験から女子学生にも門戸を開放することを決定した。昨年春には、東京商船大学で女子の入学を認めており、これで国立大学で女子学生に対し門戸を開放していないところはなくなった。

2. 民間における婦人の登用と再雇用制度等

(1) 津田塾大学々長に大東百合子氏

昭和55年11月1日付で同大学英文学部主任教授の大東百合子氏が中島文夫氏に代り、津田塾大学第6代目の学長に就任した。

大東氏は、大正8年生れ、昭和15年津田塾大学を卒業、24年東大文学部言語学科卒業後、東京理科大学教授を経て、43年津田塾大学教授、その間、ロンドン大学に留学し、音声学、言語学を修めた。

(2) 日本航空、女性チーフ・パーサーを初登用

日本航空は56年4月1日から大型機の客室最高責任者のチーフ・パーサーに初めて女性6人を登用した。これは同社の女性客室乗務員の年齢制限が昨年3月、撤廃されたことにより（それまでは40歳定年）、従来は男性しかいなかったポストに女性が進出できるようになったもので、残る女性未進出の職域はパイロットのみとなった。初のチーフ・パーサーは、永島玉枝さんら6名で、4月から国際線で活躍している。

(3) NHK、ドラマ部次長に女性を起用

56年7月14日付でNHKのドラマ部の部次長となったのは岡本由紀子さんで、NHKのテレビドラマ制作部門に初めての女性プロデューサーが誕生したことになる。

ドラマのプロデューサーは脚本、配役、演出の指定から進行いっさいを総括する大役で、女性では民放に石井ふく子さんらがいる。

(4) 石川島播磨重工業、昭和57年度職員採用に当たり、大卒女子を積極的に採用

石川島播磨重工業は、57年度の新社員採用にあたっては専門技術をもった女子大生を積極的に採用する方針を決めた。

同社では、すでに56年度の採用についても、各事業部の設計部門では四年制大学の女子学生を採用しているが、あくまで庶務担当が原則だった。これを一歩進めて、研究所の化学分析、各事業部の設計などに女子学生採用の可能性があるとして、大学卒以上の専門技術をもった女子学生に対しても門戸を開放することになった。

(5) 三井銀行、56年4月から退職女子行員再採用制度を実施

55年12月30日、三井銀行は結婚や出産でいったん退職した女子行員を、退職時の資格のまま、再び採用する「女子再採用制度」を56年4月を目途に実施すると発表した。

同行によるとこの制度の対象となるものは、

- ①三井銀行に3年以上勤務した円満退職者、
- ②応募時の年齢は40才以上、③再採用後5年以上勤務できる人などとしている。

また、給与などの再採用時の処遇については、退職時と同一とし、その後の条件は現役行員と同じ扱いになる。

再採用後は、ブランク期間に応じ、1カ月～1年の研修を経て正規の行員に登用されることになる。

＜各賞での婦人の受賞＞

☒ 第10回赤松常子賞

元参議院議員の赤松常子氏を記念して、社会の目立たない立場で「草の根」的運動を続けた女性に贈られる「赤松常子賞」は、今年で第10回目にあたるが、昭和56年4月更正保護活動などに尽力した奥田容子氏（80歳、滋賀県）ら4氏に贈られた。

☒ 金田一京助記念賞

56年5月東海学園女子短大の小島幸枝さん（40歳）が、キリシタン文献を通しての国語変遷史「日本及び周辺諸民族の言語や文化」の研究が認められて、金田一京助博士の偉業をたたえて創設された金田一京助記念賞を受賞した。

☒ 第1回猿橋賞

気象研究所地球化学研究部長猿橋勝子氏が定年退官を記念し、女性化学者のための賞を創設したが、その第1回目の受賞者として5月、太田朋子氏（47才、国立遺伝学研究所、集団遺伝部第1研究室長）が受賞した。受賞の対賞となった研究は、生物集団の遺伝的構成を主題としたものである。

☒ ナイチンゲール記章

1920年（大正9年）以来、1年おきにジュネーブの赤十字国際委員会から贈られる「ナイチンゲール記章」に56年5月我が国から松守敏さん（83歳、別府市）はじめ3人が受賞した。これで、日本人の受賞者は合計65人となった。

☒ 女性初の建築学会賞

林雅子さんが、女性ではじめて日本建築学会賞を受賞した。受賞の対象となったのは、この道30年手がけてきた一連の住宅作品である。

☒ 第85回芥川賞（56年上期）

第85回は、56年7月、吉行理恵さん（42歳）が「小さな貴婦人」により受賞した。吉行さんは、早大在学中から詩を書き、詩集「夢のなかで」で第8回田村俊子賞を受賞。なお、女

性としての受賞は、54年（下期）以来2年ぶりである。

＜トピックス＞

☒ 猿橋勝子氏女性初の学術会議会員

猿橋勝子氏（地球化学協会専務理事、60才）が昭和55年11月、第12期日本学術会議会員に女性として初めて選出された。同氏は、帝国女子理学専門学校（現東邦大学）で物理学を専攻、卒業後、中央気象台気象研究部で、大気や海洋の放射能の測定、研究に専念、昨年秋、退官を記念し、「猿橋賞」を創設した。

☒ 中野区教育委員準公選委員に女性選出

31年6月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が成立し、以後、教育委員は任命制となっていたが、東京中野区では、「中野の教育をよくする会」を中心に教育委員の公選制をめざし、運動を続けていた。

56年2月、全国で初の準公選条例が施行されたが、この条例に基づき、準公選が行われることになり、女性3名を含めた8名が立候補し、2月27日、選挙が行われ、当選者3名のうち女性が1名（俵朋子さん）当選した。

☒ 日本女子登山隊（田部井淳子隊長）が中国のチベットシジャパンマに女性として初登頂

中国の8,000メートル峰、シジャパンマに田部井淳子隊長（41歳）以下8人の日本女子登山隊が56年5月5日午後2時10分（日本時間同3時10分）、登頂に成功した。

同峰は、エベレストの西北約120キロにある世界第14位の高峰で1964年に中国隊が初登頂したあと、今回が第4回目の登頂に当たるが、女性隊としては初登頂である。

婦人団体等の動き

1 「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会」の最近の動き

「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会」(48団体・世話人一大羽綾子・鍛冶千鶴子・中村紀伊)は、昭和56年3月11日総理府婦人問題企画推進本部の、後半期行動プログラム策定に際し、55年11月22日に開催された中間年日本大会決議及び婦人問題企画推進会議意見をもりこむよう総理府及び関係各省に対し、申入れを行った。

さらに、8月4日には、5月に発表された「国内行動計画」後期重点目標について、婦人差別撤廃条約の早期批准をはじめとする後半期の重点施策にあたっての要望書を婦人問題企画推進本部長に提出した。

2 第17回内職・パート大会の開催

56年3月14、15日の両日、東京・文京区民センターで総評主催の会が主催する「内職・パート大会」が開催され、全国から、内職・パートで働く婦人200人が参加した。

同大会では、総評主催の会で会員を対象として行った調査結果をふまえて、総評はパートタイマーの組織化に本格的に取り組むという基調提案がなされ、2日目は家内労働とパートの分科会に分かれての討論会が行なわれ、最後に全体会で大会宣言が採択された。

3 NGO国内婦人委員会委員長に藤田たき氏

56年4月2日NGO国内婦人委員会は、臨時総会を開き、故市川房枝委員長の後任として藤田たき氏(日本汎太平洋東南アジア婦人協会会長)を選出した。

4 第26回はたらく婦人の中央集会の開催

56年5月22、23日、総評主催による「第26回はたらく婦人の中央集会」が約2,000

名の参加により九段会館において開催された。

第1日目の全体会では、山野和子総評婦人局長の基調報告、檜枝総評議長、来日中のテレシコワさんらの挨拶が行われた後、基調提案では、雇用における男女平等を確保するための労働基準法の改正、母性に対する保障の充実等があげられた。また、「平和をまもり差別をなくすために」のテーマによるパネルディスカッションが行われた後、日本とアジア、世界の平和を実現するためのすべての婦人の力を結集していこうとの大会宣言を採択した。二日目は「保育のもんだい」、「雇用確保と職場の拡大」をテーマにそれぞれ分科会が行われた。

5 第22回全国婦人の集い中央集会の開催

56年5月22、23日、ゼンセン同盟傘下の組合で構成される全国婦人の集い中央集会主催による全国婦人の集い中央集会が品川文化会館で開催された。

「男女の平等をめざして自立・連帯・行動ー1985年に向かって前進」のスローガンのもとに、全国から約1,000名の働く婦人が参加した。

第1日目、開会あいさつに立った多田とよ子実行委員長は、婦人差別撤廃条約の批准、パートタイマー問題を考える等を今年の課題としてあげた。

続いて、「インドの社会と女性たちーアジアの女性の解放を願って」と題して講演が行われ、午後からは、「仕事のとりくみと昇進昇格」「社会保障と私」など12の分科討論会が行なわれた。

2日目は、「男女平等女性の自立をどうすすめるか」、「女性が働き続けられる職場の条件等について全体討論が行なわれ、最後に、「“国連婦人の10年”後半活動を推進させるための決議」、「国際障害者年の活動に関する決議」、「申し合せ」を採択した。

6 「市川房枝先生をしのぶ会」の開催

婦人運動に偉大な足跡を残して56年2月11日に亡くなった市川房枝さんを「しのぶ会」が国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会主催により、5月25日、憲政記念館で行われ、婦人国会議員、婦人問題関係者など約300人が集まった。

冒頭、日本婦人法律家協会・鍛冶千鶴子さんのあいさつの後、婦人議員や市民、婦人団体の代表が思い出とこれからの決意をそれぞれに語った。

7 売春防止法制定25周年記念集会の開催

民間18団体で構成されている「売春問題ととりくむ会」は、56年5月28日、東京のエバリンセンホールで売春防止法制定25周年記念集会を開催した。

集会では、事務局長からの売春の現状と運動経過報告があり、公衆浴場法や児童福祉法、売春防止法を改正するために、署名請願運動など地道な活動が欠かせないと協力を呼びかけた。

また、問題提起に立った田中寿美子参議院議員は「売春は男女両罰」としてとらえ、婦人差別撤廃条約との関連で、現在の売春防止法は、女が処罰され、勧誘にのった男性が無罪になっているが、これも男女差別であると発言した。さらに、全国各地から売春の現状、問題点についての発言があった。

国際ニュース

1. 「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准状況

国連の発表によると、昭和56年8月4日本条約の批准、加入国が20カ国を超えたため、その日から30日を経た9月3日に発効すると

となった。8月31日現在の批准国等の状況は次のとおりである。

昭和56年8月31日現在

- ① 署名・批准を行った国 22カ国(16)
- ② 加入した国 2カ国(1)
(①+②=締約国24カ国)(17)
- ③ 署名のみ行っている国 64カ国(68)
- ④ 本条約の発効日 1981年9月3日

注 国数は外務省が情報として入手しているもの。ただし、()内は、国連文書により外務省が確認しているものである。

備考

- 1. 批准・加入国のうち、ハイティ、モンゴル、セントヴィンセントおよびグレナディーン諸島、フィリピン、ラオス、エル・サルヴァドル、ブータンについては、未確認
- 2. 署名国のうち、英国、ペルーについては、同じく未確認

○締約国一覧()内は特記ない場合、批准日、署名日の順)

スウェーデン(7月2日、3月7日)、東独(7月9日、6月25日)、キューバ(7月17日、3月6日)、ガイアナ(7月17日、7月17日)、ポルトガル(7月30日、4月24日)、ポーランド(7月30日、5月29日)、ドミニカ国(9月15日、9月15日)、バルバドス(10月16日、7月24日)、中国(11月4日、7月17日)、カーボ・ヴェルデ(12月5日加入)、ハンガリー(12月22日、6月6日)、ソ連(56年1月28日、7月17日)、白ロシア(56年2月4日、7月17日)、ルワンダ(56年3月2日、5月1日)、ウクライナ(56年3月12日、7月17日)、メキシコ(56年3月23日、7月17日)、ノルウェー(56年5月21日、7月17日)、ハイティ(56年7月20日、7月17日)、モンゴル(56年7月20日、7月17日)、セントヴィン

セントおよびグレナディーン諸島（56年8月4日加入）、フィリピン（56年8月5日、7月15日）、ラオス（56年8月14日、7月17日）、エル・サルヴァドル（56年8月19日、11月14日）、ブータン（56年8月31日、7月17日）

○署名国一覧（締約国を除く。）（）は署名日）

ボリヴィア（5月30日）、ホンデュラス（6月11日）、パナマ（6月26日）、エチオピア（7月8日）、エジプト（7月16日）、アルゼンティン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、ブルンディ、カナダ、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、チェコスロバキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、フィンランド、仏、ガボン、西独、ガーナ、グレナダ、ギニア、ギニア・ビサオ、イスラエル、イタリア、象牙海岸、ジャマイカ、日本、レソト、ルクセンブルグ、マダガスカル、オランダ、ニュー・ジーランド、ニカラグア、スペイン、スリ・ランカ、タンザニア、米国、ヴェネズエラ、ユーゴ、ザイール、ザンビア（以上7月17日）、アイスランド、チュニジア（以上7月24日）、コンゴ、ガンビア、インドネシア、セネガル、ヴィエトナム（以上7月29日）、インド、ウガンダ（以上7月30日）、アフガニスタン（8月14日）、ルーマニア（9月4日）、カンボディア（10月17日）、ジョルダン（12月3日）、ウルグアイ（56年3月30日）、ブラジル（56年3月31日）、グアテマラ（56年5月8日）、英国（56年7月22日）、ベルー（56年7月23日）

（注：日付は特記ない場合すべて昭和55年）

2. ユネスコ「婦人のための教育・訓練・雇用に関する国際セミナー」の開催

ユネスコの「国連婦人の十年」事業の一環と

して、主として先進工業国における婦人の教育・訓練及び雇用の課題について生涯教育の観点からの研究討議を専門家により行うことをねらいとして、ユネスコ「婦人のための教育・訓練・雇用に関する国際セミナー」が、55年12月2日～6日、ユネスコ及び日本ユネスコ国内委員会、国立婦人教育会館の共催により、国立婦人教育会館において開催された。

参加者はオーストリア、スウェーデン、アメリカ、東・西ドイツ、フランス、ポーランド等我が国を含め12カ国から14人の婦人教育専門家、オブザーバーとして、ILO、WHOの代表及びNGOの代表等が出席した。我が国から、中西珠子津田塾会理事長、山本和代日本女子大学女子教育研究所主任研究員、綾田暉子国立婦人教育会館々長が参加した。

会議は、開会式の後、ユネスコが「婦人の再就職及び転職を可能にするための教育・訓練・雇用」と題する基調報告、ILO及びWHOがそれぞれの立場からワーキング・ドキュメントを発表した。続いて各国の専門家が、それぞれの国における婦人の生涯教育や雇用の現状と施策を紹介するとともに、共通に直面している課題を明らかにするために、カントリー・レポートを発表した。我が国からは、我が国の婦人の教育・訓練・雇用に関する現状と施策婦人の職業生活中断の諸原因、勤労婦人の教育・訓練、再就職、転職の状況及び今後の課題等の説明を行った。引き続き討議に入り、再就職や転職に際して婦人が当面する課題を分析するとともに、婦人が中断していた職業を再開し、あるいは希望する専門的職業に転職するための教育・訓練プログラムやその他の方策のあり方等について、専門的な立場から活発な意見交換を行った。

3. イタリア中絶法改正問題、国民投票で現行法存続決定

イタリアで中絶法廃止を主張するキリスト教

民主党と、カトリック勢力がバックアップする中絶反対を主張する組織の要求について1981年5月17日・18日に行われた国民投票で、賛成32.2%、反対67.8%の大差で敗れ、中絶法擁護を叫んだ非キリスト教政党を中心とする市民勢力が大勝を収めた。

改正法は出産が母体に危険を及ぼす場合を除き、いっさいの中絶を認めないというものである。一方、急進派が要求していた人工中絶の全面自由化案は88.7%の大多数が反対した。

4. スイス、男女同権を憲法に明記することを国民投票で承認

男女同権を憲法に明記する旨のスイス連邦政府、議会の提案は、1981年6月14日、国民投票が行われ、賛成60.3%、反対39.7%で承認された。憲法に規定され男女同権の新条項(第4条2項)は、男女の権利は平等であり、法律は特に、家族、教育、労働の分野での平等の権利を保障する。男性と女性は同価値の労働に対し等しい給料を要求する権利をもつ等の内容である。

なお、スイスでは、家長制度を定める民放が存在しており、その改正が実現するまで、法の下での男女平等はあり得ないといわれている。

5. アメリカにおける最近の判例から

△女性看守に対する賃金差別に対する判決

(アメリカ連邦最高裁)

1981年6月8日、アメリカ最高裁判所から男女同一賃金問題に関する新しい判決が出された。

これは、オレゴン州ワシントン郡の女性刑務所の女性看守4人が「同等の労働に従事しているのに男女間で賃金差があるのは法律違反」として、連邦地方裁判所に訴えを起していたが、男子刑務所と女子刑務所では、同一の労働と認め難いとして却下され、「同一労働」

での男女差だけが訴訟の対象になるとした。これに対し連邦高裁は、地裁の判決を覆したため、最高裁が、訴訟しうるかどうかを審議してきた。

最高裁判決は男女間の仕事が類似している(merely similar)場合にも、同等の賃金(equivalent pay)に対する訴訟が提起できると判断し、本事業については、職務評価調査の結果に基づいて、差別の有無を判断した。

この判決は、男女間「同一労働」(equal work)でない場合でも、賃金差別から婦人を守りうることを明らかにした点で画期的なものであるが今後、どのようにそのような差別を立証しうるか、その方法が重大な問題であると指摘されている(この点に関し、判決はほとんどガイダンスをなしていないと指摘されている。)

△徴兵登録における男女差に対する判決

(アメリカ連邦最高裁判決)

女性を徴兵登録からはずすことが男女差別に当たるか、否かについて、アメリカ連邦最高裁は1981年6月25日、「戦闘に参加することを禁じられている女性を徴兵の登録からはずすことは妥当だ」との判断を下した。

昨年、徴兵制復活の予備段階として徴兵登録を再開したが、その際、「女性も男性と同等の権利を行使できる」として女性についても登録に踏み切ろうとしたが議会の反対にあって中断していた。こうした議会の動きに、女性解放運動の活動家たちが、「徴兵から女性を締め出すのは男女差別であり憲法に違反する」として争っていたが、最高裁は徴兵の登録から女性をはずすことは男女差別であるとした下級審の判断をくつがえした。

<海外トピックス>

1. 各国からの婦人問題関係者の来日

△ソビエトからテレシコワさん

世界初の女性宇宙飛行士ワレンチナ・テレシコワさん(45歳)が、昭和56年5月13日来日した。日本婦人会議、日本婦人有権者同盟などの婦人団体により構成されている「日ソ親善婦人交流の会実行委員会」(高田なほ子会長)の招きで来日したもので、滞在期間中、「日ソ婦人合宿セミナー」(5月15～16日、於国立教育会館)に出席したほか、東北地方を巡回して、農村婦人との交流集会で交歓したり、広島への訪問等を行った。

△ILOからブロイスマンさん

56年7月20日、ILOバンコク事務所のブロイスマンさんが来日した。同女史は、ILOにおいて婦人少年問題及び広報を担当しており、49年、東京で開催された日本・ILO婦人労働行政アジア地域会議に参加しており、今度の来日は二度目である。

今回は我が国の労働行政関係者との懇談が目的で7月22日婦人少年局長と懇談した。

△カーリン・アンダーソン・スウェーデン移民・平等問題担当大臣

56年9月5日から13日までスウェーデンの移民・平等問題担当大臣カーリン・アンダーソンさんが来日した。

日本滞在期間中、7日、総理府講堂において、「スウェーデンの平等問題について」をテーマに講演、9日には、労働大臣表敬訪問、続いて婦人少年局長との懇談をはじめ、国会議員・労働組合関係者・婦人団体関係者・記者等々との懇談や横浜の農家への訪問・東京千代田区の保育所見学、愛知県での工場見学等を行った。

2. ソビエト、子供を持つ家族への政府の補助を拡大 ソ連社会ではいま、都市部を中心とした出生

率の低下が大きな問題となっているが、この傾向が進めば将来、深刻な労働力不足が到来するといわれている。既に70年代からその兆しが現われていたが、政府もこの事態を重視し、1981年3月に大がかりな家庭助成策を打ち出した。

これによると、出産した女性は、1年間有給休暇が認められ、希望により、その後1年は無給で休める。この期間は勤続年数に加算され年金の支給対象となる。さらに、子供の数により年休や児童手当の支給が加算される等である。

3. 日独の婦人労働問題シンポジウム開催

56年4月9日～10日、ドイツ文化センター主催のシンポジウム「日独の婦人労働問題—機会均等への道」が大阪で開催され、日本、西ドイツ両国の婦人労働問題について意見交換が行われた。

シンポジウムには、西ドイツ側から、西ドイツ議会付調査委員会「女性と社会委員会」のメンバーであるDr.w. ギッター、U. シュライヒャー女史、B. ヴィークマン女史、我が国からは、花見忠氏(上智大学教授)、中島通子氏(弁護士)が参加した。

南ドイツの参加者から、同国における婦人労働者は、結婚し、子育てをしながら働き続けるには多くの障害があり、また賃金にも男女差があり、再就職をする場合の条件等も厳しい。昨年8月、民法の改正により、雇用契約の締結、職務上の命令、解雇における差別の禁止が明文化された。母性保護については、出産休暇は産前6週間、産後8週間、さらに産後休暇の後に子供が6カ月になるまで育児休暇が認められている旨の説明があるなど、意見交換が活発に行われた。

我が国からの参加者である花見氏からは、「女子労働における保護と平等」について、中島氏からは「職場における男女差別と平等法」につ

いて問題提起が行われ参加者と質疑応答を行った。

4. アメリカ陸軍特殊部隊（グリーンベレー）に 史上初めて女性隊員が参加

アメリカ陸軍の特殊部隊グリーンベレーに史上初めて、女性隊員が誕生することになった。同軍スポーツマンの1981年2月20日の発表によると、この人はキャスリーンワイルダー大尉で、同大尉は特別部隊付属学校で厳しい訓練を受けた後、対ゲリラ野戦訓練を受けたが訓練の結果、当初不合格とされていた。しかし、この判定は「性差別によるものだ」と抗議し、約4カ月にわたる再審査で、この抗議が認められ、入隊の運びとなった。

5. アメリカの最近の調査から

△アメリカの離婚20年で3倍に

1981年6月9日に米保健統計センターが発表した'79年の離婚統計によると、件数率ともに記録を更新し、家庭の崩壊が加速度的に進んでいる実態が明らかになった。

同統計によると、離婚件数は1,801,000件で'78年より5万件ふえ、20年前の3倍になり、また、人口千人当たりの離婚率は5.4人と20年間で2.5倍になった。

△アメリカの大学で女子学生数男子を上回る

米国、国勢調査局の最近の分析で、女子学生の数が男子学生を上回ったことが判明した。ベビーブームの去った米国の大学は'70年以来、学生数は20%も減っている。特に'75～'80年の間に男子学生は50万人も減少した。これに対し、35歳以上の年齢層を中心に女子学生の方は100万人も増え、在籍者数では女子は男子を上回っている。

このような状況を反映して227年の歴史を誇るコロンビア大学は最後まで学部の共学を拒否してきたが、女子学生なくては経営

の安定も、学生の質も維持できないと、2年後の新学期から姉妹校のバーナード女子大学とともに、共学に踏み切る方針を固めた。

△アメリカ国民の家族構成平均2.75人

1980年4月に行われた1980年の米国勢調査の世帯に関する報告で米国民の家族構成は平均2.75人と初めて3人を割ったことがわかった。これは、出生率の低下、離婚の増加、若者の家族離れが一層進んだためとみられている。特にニューヨークのマンハッタンでは1世帯の平均人数は1.96人と単身家族化している。

今回の調査結果では'70年国勢調査より世帯数が27%増加したのに、世帯人口は12%しか増えていない。米国では、1930年の世帯平均の家族数は、4.11人だったが、'40年に4人台を割り、それから40年間で3人台をも割った。

6. 外国における婦人の登用

△ポルトガル新内閣に2人の女性長官が入閣

ポルトガルのエアネス大統領は、1981年1月5日、バルセマン新首相から提出された17人の新閣僚名簿を承認したが、大臣の下に任命された39人の長官のうち、移民庁長官（マリア・マヌエラ・アギアル・モレイラ女史）、家庭・社会福祉庁長官（テレザ・コスタ・マセード女史）の2長官に女性が任命された。

△ノルウェーに初の女性首相が誕生

ノルウェーの与党労働党首脳は、1981年2月3日先に健康上の理由で辞任を発表したオドバル・ノルドリ首相の後任に、同党副党首のグロ・ハルレム・ブルントランド女史を決定した。

同女史は、7才の時、労働党の少年少女組織に参加、31歳で厚生相に就任。4人の子供をもつ母親でもある。

なお、新首相のほか、消費政務大臣（シッセル・ロンベック女史）、市政労働大臣（ハリエット・アンドレアノセン女史）、商務大臣（カーリ・イエステディ女史）の3閣僚に女性が入閣した。

△サンマリノ共和国で初の女性元首を選出

1981年3月18日、中部イタリアのサンマリノ共和国の元首に、マリア・レア・ヘディーニ・アンジュリニ女史（27才の社会党员）が選出された。任期は6カ月で、元首（執政）は、1244年以来続いているが、女性は初めてである。なお、同国は、欧州最古で最小の共和国で、婦人参政権は1960年に認められている。

△ルクセンブルグ外相にコレット・フレッシュ女史が就任

ルクセンブルグで1980年11月21日に辞任したトルン外相の後任に民主党の党首コレット・フレッシュ女史（43歳）が就任した。

△フランス内閣に4名の女性閣僚、2名の政務次官が誕生

フランス社会党のミッテラン大統領のもとで、第1次モーロワ内閣の組閣が1981年5月22日発表された。31人の閣僚中、女性閣僚は、国務及び国民連帯大臣ニコル・ケスティオ女史、首相付女性の権利大臣イベット・ルーディ女史、農業大臣エディット・クレソン女史、余暇大臣付青年スポーツ大臣エドウィッジ・アディス女史の4名である。

また、政務次官は、首相付公職、行政改革担当のカトリーヌ・ラリュミエール女史、国民連帯大臣付家族担当のジョルジナ・デュフォワ女史の2名である。

なお、ジスカールデスタン大統領のもとでのパール前内閣では大臣2人と政務次官1人であったので、今回、女性閣僚は倍増したことになる。

一方、6月14日と21日に行われたフランス国民議会（下院）選挙で、婦人議員は26名（491の定員に対する割合は5.3%）選出された。78年の選挙では17名、解散時には、21名の婦人議員であった。

△サンフランシスコ市議会への女性の進出

女性の社会進出がめざましい中で政界進出がもっとも遅れていたが、1980年11月サンフランシスコ市議会で11人の定員のうち6人の女性議員が選出された。女性議員が多数を占めたのはアメリカでも初めてのことである。

75年から80年にかけて、中央、地方の政界入りをした女性は、5,765人から14,225人へと倍増しており、中でも州議会への進出ぶりが目立っている。例えばニューハンプシャー州の27%、ワシントン州の19.7%、コネチカット州の19.5%、バーモント州の18.5%、ニューヨーク州の6.2%が女性議員の割合である。

△アメリカ連邦議会への女性の進出

1980年11月4日に行われたアメリカの連邦議会選挙で、フロリダ州の共和党の新しくポーラ・ホーキンス女史（53歳）が上院議員に当選し、78年にカンザス州から選ばれた共和党のナンシー・カッセンボーム女史（48歳）に次いで、女性上院議員は2人になった。

一方、下院は、大半が再選議員だが、4名の新人女性議員が進出し、下院の女性議員は19名となった。これまでの連邦議会の中で761年の18人を超えて、21名と史上最多数となった。

△レーガン政権に初の女性国連大使が誕生

1980年12月22日、レーガン新政権の閣僚人事について、レーガン次期大統領は次期国連大使に、ジーン・カークパトリック女史（54歳、ジョージタウン大学政治学教

授)を指名した。歴代国連大使としては初の女性である。

同女史は、コロンビア大学で政治学を修めて博士号を取得し、ジョージタウン大学で比較政治学を教えている。

△アメリカ最高裁判事に初めて女性が指名

1981年7月3日に引退したポッター・ステュアート最高裁判事の後任に、アリゾナ州高裁判事サンドラ・D・オコーナー女史が指名された。女性の最高裁判事は191年の最高裁史上初めてである。

オコーナー女史は、1952年スタンフォード大学院を卒業後、アリゾナ州の司法長官代理を経て、'69年から同州上院議員を2期努め、79年に高裁判事に任命され現在に至っている。

△ワシントンポスト紙の外報部長に初めて女性が就任

1981年3月19日、アメリカでも異例の女性外報部長にカレン・チャングさん(32歳)が就任した。104年という同紙の歴史でも初めてのことである。同女史は、フロリダ大学でジャーナリズムを専攻し、ポスト紙に入社した。得意のスペイン語を生かしてブエノスアイレス駐在特派員を経て、ワシントンに勤務、ワシントン在勤中にもたびたび中米に飛び、最近もエルサルバドル情勢をめぐる報道と評論で注目されていた。

お く や み

○ 参議員議員、元日本婦人有権者同盟会長の市川房枝さんが昭和56年2月11日、心不全のため死去された。87歳であった。慎しんでおくやみ申し上げます。婦人の地位向上のために貢献されたその足跡は次のとおりである。

市川さんは明治26年愛知県に生まれ、愛知県立女子師範卒後、小学校教員、新聞記者を経て上京し、大正8年平塚らいてうらと新婦人協会を結成したのをはじめ、婦人参政権獲得同盟の結成など婦人解放の諸問題に取り組んだ。戦後は、昭和20年、新日本婦人同盟(25年に日本婦人有権者同盟と改称)を設立、会長となったほか、参院選東京地方区から28年以降3回連続当選、49年、昨年と全国区で当選した。また、32年に公布された売春防止法成立には、超党派婦人議員の中心として活躍するなどわが国婦人運動の指導的役割を果たした。50年の国際婦人年には、民間41団体による国際婦人年日本大会の推進役となり、精力的な活動を続けた。衆参両院を通して最長老議員であった。

○ 女性解放運動の先駆者で、戦後は婦人代議士として活躍した神近市子さんが56年8月1日、老衰のため自宅で死去された。93才であった。慎しんでおくやみ申し上げます。婦人の地位向上のために貢献されたその足跡は次のとおりである。

神近さんは、大正2年女子英学塾を卒業後、教師を経て、東京日日新聞社(現毎日新聞社)に入社し、婦人記者の草分けとして活躍した。戦後は、昭和25年から28年まで婦人少年問題審議会会長をつとめ、その後昭和28年、衆院選に社会党から立候補して当選、81歳まで計5期13年の議員生活を送ったが、その間、日中友好に尽したほか、売春防止法制定に努力し、婦人の地位向上に貢献した。